

監査確認項目リスト(Compliance Criteria)

■注意事項■

- ・ この監査確認項目リストは、FLOCERTにより発行されるCompliance Criteriaをベースに、日本語翻訳を追記したものです。日本での適用を考慮し、日本語訳と英文との内容が異なる箇所がございます。
- ・ 日本での該当事業者がいない確認項目に関しては、日本語訳が記載されていない箇所があります。
- ・ 認証事業者の各役割に該当する項目は、表中の[Applicable for]の欄にてご確認ください。

<<各役割の適用項目>>

生産者にフェアトレード価格とプレミアムを支払う組織： ペイヤー

卸・製造組織： 製造・卸

ライセンシー、小規模ライセンシー： ライセンシー

- ・ 表中の[Criteria Type]は以下を指します。
C: 一般項目
M: 重要項目 ※不遵守が確認された時点で、認証が「一時停止」されることがあります。
V: 発展項目 ※実施されていなくても不遵守とはなりません



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



FAIRTRADE
INTERNATIONAL

NSF Checklist TC 9.4 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V4.4

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	Time	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
	0	タイトル				Preparation Questions					
	1	タイトル				General Requirements					
	1.1	タイトル				Right to Trade Fairtrade Products					
1.1.1	1.1.0.01	ペイヤー、製造、卸、ALL	ライセンシー	0	M	認証事業者は、認証原料(製品)の売買をするために、FLJから発行された有効な仮認証書(Permission to Trade)、または有効な認証書を保持していること。仮認証を取得する前に認証原料を購入した場合、購入に関する文書(契約、請求書、在庫記録)および/または製品に、それがフェアトレード製品であることを示していない。	いいえ		はい		
1.1.2	1.1.0.02	ペイヤー、製造、卸、ALL	ライセンシー	0	M	(製造委託組織へも適用される)通知、または非通知監査を受け入れること。監査に関連するすべてのサイトへのアクセスを提供し、監査には責任を持つスタッフを同席にさせる。また、適合・不適合を検証するために必要なすべての情報を提供する。	敷地や書類への立ち入りが意図的に拒否された。重要な情報が不足しているため、監査が実施できない。	特定の必要書類、現場、インタビュー対象者へのアクセスが拒否された、または責任あるスタッフが不当な理由で遵守確認に必要な情報を提供できなかった、または提供された文書や情報が正しいことが証明できなかった。チェックリストの全セクションを評価することができない。	監査に必要な情報、サポート、現場へのアクセスは十分だった。		ランク3に加えて、監査人が独立した立場で、迅速かつ容易に適合／不適合を評価できるような方法で監査が行われた。
N.A	1.1.0.03	ペイヤー	ALL	0	M	(輸入組織)認証事業者は、四半期ごとに、すべての取引において支払ったフェアトレード価格、もしくはプレミアムの報告をFLJに提出すること。	監査対象期間中に、報告書が提出されていない。	報告書が提出されたが、未報告の項目がある。または期限に遅れて提出された。	報告書は不備なく、期限内に提出された。		
1.1.3	1.1.0.05	ペイヤー、製造、卸	ALL	0	C	(認証範囲に含まれていない施設には適用されない)認証事業者に付随する、フェアトレードに関連する活動を行っている全ての追加組織(製造委託組織、輸入代行組織)、製造拠点がFLJに登録されていること。詳細はFLJウェブサイトに記載されている「認証・ライセンスの取得」を参照すること。https://www.fairtrade-jp.org/license/point.php また、「製造委託組織」として登録された組織が、製造委託組織の定義に該当していること。	認証原料(製品)を取り扱う、全ての製造委託組織、輸入代行組織、製造拠点が、FLJに登録されていない。または、登録された製造委託組織が、製造委託組織の定義に該当していない。	認証原料(製品)を取り扱う、いくつかの製造委託組織、輸入代行組織、製造拠点がFLJに登録されているが、登録されていない組織もある。または、登録された製造委託組織が、製造委託組織の定義に該当していない。	認証原料(製品)を取り扱う、すべての製造委託組織、輸入代行組織、製造拠点がFLJに登録されており、製造委託組織の定義に該当している。		



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



FAIRTRADE
INTERNATIONAL

NSF Checklist TC 9.4 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.4

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	Time	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
1.1.3	1.1.0.06	ペイヤー、製造、卸	ALL	0	C	認証事業者は、自身が100%所有していない製造委託組織と、次の事項について書面で合意がなされていること: 国際フェアトレード基準の遵守、FLJが各事業者の現地監査を行う権限を持つこと また、再委託がある場合にも上記事項に関して同意を得ること。	契約書が無い。	契約書に、要求された事項がすべて含まれていない。もしくは、いくつかの製造委託組織と契約書が無い。	すべての製造委託組織と契約書がある。		
1.1.4	1.1.0.07	ペイヤー、製造、卸、ライセンスー	ALL	0	M	認証事業者は、関係する産品に対しFLOCERTまたはFLJから認証又は仮認証を受けた生産者・認証事業者から、国際フェアトレード認証原料(製品)を購入していること。	いいえ		はい		
1.1.5	1.1.0.09	ペイヤー、製造、卸	ALL	0	C	消費者向け包装をしていない、フェアトレードとして販売される原料(製品)は、FLOCERT、またはFLJ、によって発行された、取引される産品に対し有効な認証又は仮認証を有するトレーダーにのみ販売されている。	いいえ		はい		
1.1.6	1.1.0.11	ペイヤー	ALL	0	C	(生産者からの最初の購買者)(契約栽培組織から購入する場合には適用されない) 認証事業者は、認証原料(製品)を生産者の個人からではなく認証を受けた生産者組織から購入すること。もしくは、生産者の個人からしか購入することができないことを、各国・地域の法規制を用いて明らかにすること。または、生産者組織からの、個人メンバーとの取引の方が利点があることを示した書面での要求を示すこと。その際、認証事業者と生産者の契約において、トレーサビリティ、数量、価格、納品条件、支払い条件、請求方法が記載された契約があることを明らかにすること。	認証事業者は、なぜ生産者組合から購入することができないのか、という理由を示さずに、個人生産者から購入している。	契約書に記載されている内容が、本要求事項で要求されたすべての内容を含んでいない。	認証事業者は、個人生産者から購入しているが、本要求事項で要求されているように、なぜ生産者組合から購入できないのかという理由を示すことができる。	ランク3に加え、認証事業者は、購入に関する書類のコピーを、組合に定期的に提供している。	認証事業者は、生産者組合からのみ購入している。



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



FAIRTRADE
INTERNATIONAL

NSF Checklist TC 9.4 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.4

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	Time	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
1.1.7	1.1.0.12	ペイヤー、製造、卸、ALL ライセンス		0	M	(前回の監査以降、認証一時停止になっている認証事業者、及び/または、取引先のサプライヤー/バイヤーが認証一時停止になっている認証事業者、およびより厳しい一時停止ルールが適用されていない場合のみ適用) 認証一時停止中の認証事業者は、新規のフェアトレード認証契約を結ぶことができない。または、認証一時停止中の貿易相手と、新規のフェアトレード契約を結ぶことはできない。 一時停止される前12カ月内に、1回以上取引があった貿易パートナーとは一時停止期間中でも新規の契約を結ぶことができる。ただし、一時停止中に取引される数量は、その取引先と過去12ヶ月間取引された数量の50%までとする。	認証一時停止期間中に許可された契約の取引量を超えた取引をした、または、認証一時停止になった後、新規の認証原料(製品)に関する売買契約を締結した。		認証一時停止期間中に許可された契約の取引量を超えた取引を行った履歴がなく、かつ、認証一時停止後、新規の認証原料(製品)に関する売買契約を締結した履歴がない。		
1.1.7	1.1.0.13	ペイヤー、製造、卸、ALL ライセンス		0	C	(前回の監査以降、認証一時停止になっている認証事業者、及び/または、取引先のサプライヤー/バイヤーが認証一時停止になっている認証事業者にのみ適用) 認証事業者は、認証一時停止期間中、存在するフェアトレード契約を履行しなければならない。	取引相手の同意なしに、契約を履行していない。		契約を履行している。		
1.1.8	1.1.0.14	ペイヤー、製造、卸、ALL ライセンス		0	M	(過去に認証を取消された事業者、もしくは、認証を取消された/取消されている取引先がある認証事業者にのみ適用) 認証事業者はフェアトレード契約があっても、認証を取消された日からフェアトレード認証製品の取引を中止しなければならない。 しかしながら、認証を取り消された日以前に取引された認証原料(製品)は、取り扱うことが出来き、該当する場合にはプレミアムを支払いをすることもできる。	いいえ		はい		
1.1.9	1.1.0.15	ペイヤー、製造、卸、ALL ライセンス		0	C	認証事業者は、FLJへ担当者を1人任命していること。任命された担当者は、連絡先詳細や認証に関わる情報(会社名の変更、法的地位の変更、サプライチェーンでのペイヤー/ノンペイヤーの役割の変更など)に変更が生じた場合、FLJに速やかに報告していること。	フェアトレードの担当者が任命されていない。	担当者は、フェアトレードの活動に関し社内では責任を負っていない、もしくは基準の順守を保証するための手段を持っていない、もしくは関連する情報をFLJに提供していない。	はい		



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



FAIRTRADE
INTERNATIONAL

NSF Checklist TC 9.4 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V4.4

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	Time	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
1.1.10	1.1.0.33	ペイヤー、製造、卸	ALL	0	C	(2025年1月1日より適用)合法的に設立され、かつ／または事業を展開している国の国内法に違反している兆候が、トレーダー基準(労働者の権利、環境保護、事業および開発)でカバーされているトピックに関して認められない。	関連する国内法に違反している兆候が見られる。		関連する国内法に違反する兆候はない。		
1.2 タイトル											
1.2.1; 1.2.2	1.2.0.01	ペイヤー、製造、卸、ライセンシー	ALL	0	C	(最終包装製品及び半製品のパッケージ、その他広報物において、国際フェアトレード認証ラベル、または国際フェアトレード認証を参照している認証業者にのみ適用する) 認証事業者は、国際フェアトレード認証製品とその他広報物における認証ラベルの使用、国際フェアトレード認証についての言及について、(使用する前に)FLJと有効な契約を締結していること。また、事前に記載内容についてFLJから承認を受けていること。	契約も締結されておらず、承認も受けていない	FLJまたは、Fairtrade Internationalと契約を締結しているが、すべて、又は一部の製品パッケージ、販促物等に関して承認を受けていない。	認証ラベルの使用に関して、契約を締結しており、かつすべての製品パッケージ、販促物に関して承認を受けている。		ランク3に加え、事業者がサプライチェーン内の製造組織で製品の包装している場合、認証事業者は承認を得た認証ラベル使用申請書のコピーを製造組織へ提出している。
1.2.2	1.2.0.02	製造	ALL	0	C	(ライセンシーの製品を包装する製造組織にのみ適用) 認証事業者はCONNECTの製品承認記録、または製品申請書のコピーを有していること。	いいえ		はい		
1.2.3	1.2.0.03	ライセンシー	ALL	0	C	(FSIIに関する公表を行う認証事業者のみに適用) 製品パッケージ以外の認証原料調達に関する発表(調達量など)は、公に発表される前にFLJによって承認されなければならない。	いいえ		はい		
1.3 タイトル FLOCERT Requirements											



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



FAIRTRADE
INTERNATIONAL

NSF Checklist TC 9.4 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.4

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	Time	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
FLOCERT requirement	1.3.0.01	ペイヤー、製造、卸、ALL	ライセンシー	1	M	前回の監査で指摘された不遵守項目は全て是正されていること。	実施された是正措置は状況を改善することができず、不適合の行動がまだ広く行われている。	実施された是正措置は状況を改善することができず、不適合の行動が単発で続いている。	監査で指摘されたすべての不遵守項目について、それを改善するための適切な行動がとられた。		ランク3に加え、認証事業者は原因分析をし、再発防止のための策を取っている。
FLOCERT Requirement	1.3.0.02	ペイヤー、製造、卸、ALL	ライセンシー	0	C	(例外が適用された認証事業者にのみ適用) 認証事業者は、例外申請をしているとともに、許可された例外事項を満たしていること。	いいえ		はい		
FLOCERT requirement	1.3.0.03	ペイヤー、製造、卸	ALL	1	C	(国際フェアトレード基準要求事項の遵守に関して、または認証原料(製品)に関して、苦情を受け取った認証事業者にのみ適用) 認証事業者は、適用される、国際フェアトレード基準要求事項の遵守に関する全ての苦情やフォローアップ活動を、管理し記録すること。 また、これらの記録は、監査人が閲覧可能な状態にされていること。	苦情を受領したが、フォローアップ活動がなされておらず、記録として残されていない、もしくはそれらの記録が監査人が閲覧できる状態ではない。	苦情を受領した際の処理について、手順が記されている書類があるが、フォローアップ活動がなされておらず、記録として残されていない、もしくはそれらの記録を監査人が閲覧できる状態ではない。	苦情を受け取った際、その処理とフォローアップ活動について記された適切な書類がある。監査人は、それらの書類を閲覧できる。		苦情処理の方法について手順書がある。また、苦情はその方法に従って処理されている。さらに、フォローアップ活動も含めて記録されており、監査人がそれらの記録を閲覧できる。
FLOCERT Requirement	1.3.0.04	ペイヤー、製造、卸、ALL	ライセンシー	1	C	(前回の監査以降、認証一時停止になっている認証事業者にのみ適用) 認証が一時停止になった時点より、事業者はフェアトレード認証を受けていることを示唆する表記や広報物等の使用をしてはならない。	いいえ		はい		



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.4 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.4

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	Time	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
FLOCERT Requirement	1.3.0.05	ライセンシー	ALL	0	C	(小規模ライセンシー) 認証事業者は、FLJの小規模ライセンシー定義に該当していなければならない。 ☐ 製造組織かつ最終製品を販売するライセンシーである。 または最終製品を販売するライセンシーである。 ☐ 原料の原産国から国際フェアトレード認証原料・製品の輸入業務を行っていない。 ☐ 他業者への国際フェアトレード認証原料(未完成品)卸売りを行っていない。 ☐ 年間総売上高が1億円以下である	いいえ		はい		
FLJ確認事項	1.3.0.07	ペイヤー、製造、卸、ライセンシー	ALL	0	C	認証事業者は、認証料、ライセンス料の支払いを期限までに行っていること。	未払いがある。		支払いは適切になされている。		
FLOCERT Requirement	1.3.0.09	ペイヤー	Cocoa	0	M	(コートジボアール) (カカオ) You comply with all obligations made by the Conseil du Café Cacao (CCC) and their regulations (décrets) as they apply to sustainable cocoa.	規定に違反している。	認証事業者は規定を完全に実行することができていない。	認証事業者は、CCC規定と持続可能なココア調達に順守している。		
N.A	1.3.0.10	FLJ ライセンシー	ALL	0	C	認証事業者は販売報告書を提出すること(小規模ライセンシーは1年に1回)。販売報告で報告されている販売量は、管理システムに基づき適性に報告され、ライセンス料(該当する場合のみ)は適切に算出されている。	いいえ		はい		
		タイトル									
2.1		タイトル									
2.1.1		タイトル									
2.1.1.	2.1.1.01	ペイヤー、製造、卸	ALL	0	M	(製造委託組織にも適用される)認証事業者は、保管倉庫、製造委託組織などとのやり取りを含め、販売と購入に関するすべての書類において(例:請求書、納品書、注文書など)、認証原料(製品)を「フェアトレード」として明確に識別すること。 このことは、製造委託組織との間で送受信されるすべての関連ドキュメントにも適用される。	すべての書類において、フェアトレードに関する記載(例:「フェアトレード」もしくは類似した表現)が抜けている。	フェアトレードに関する記載はあるが不十分である。つまり、すべての製品(原料)、すべての売買に関する書類に記載されていない。 (例:「フェアトレード」や類似の表現は請求書に記載されているが、他の書類には使用されていない)	すべての書類において、フェアトレードに関する記載(例:「フェアトレード」もしくは類似した言葉)がある。 (例:「フェアトレード」や類似の言葉は請求書に記載されており、他の書類でもそれらの言葉が見つけれらる)	フェアトレードに関する活動は記録され、随時その記録はマネジメントシステム(ERP)で更新されて管理されている。(つまり、すべての契約書、請求書、バランスシート、運送記録、梱包リストなどにおいて「フェアトレード」という言葉、もしくは類似した言葉が一貫して確認できる)	



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



FAIRTRADE
INTERNATIONAL

NSF Checklist TC 9.4 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.4

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	Time	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
2.1.1.	2.1.1.02	ペイヤー、製造、卸	ALL	0	C	フェアトレードに関する書類(例;請求書、出荷伝票、発注書)には、トレースが可能であるように以下のことが記載されていること。 ・バイヤーとサプライヤー双方のFLO-IDと認証事業者名 ・取引日 ・売買時における認証製品(原料)の数量と物理的形狀 ・フェアトレード価格、フェアトレード・プレミアム、前払いの詳細情報(バイヤーと生産者、またはコンペイヤー間の取引の場合)	すべての情報が記載されていない。	リストにあるいくつかの項目がすべて、またはいくつかの売買書類において記載されていない。	監査時に、すべての詳細をトレースすることが可能である。(書類にFLO-IDが記載されていない、データベースで確認できればよい)	すべての詳細情報はデータベースに保存され、フェアトレードとの関連付けがなされている。	詳細情報は、フェアトレードに関連付けられてデータベースに保存されている。かつ、常に最新の情報に更新されている。(売買に関する書類には、サプライチェーンすべてののにおける詳細が記載されている)
2.1.1./ FLOCERT requirement	2.1.1.05	ペイヤー、製造、卸	ALL	0	M	認証事業者は、認証製品(原料)を非認証製品として販売する際、製品、パッケージまたは書類その他にある、フェアトレード製品であることを示す箇所を取り除き、消費者および取引先に、認証製品(原料)でないことを明確にすること。	「フェアトレード(Fairtrade)」や類似の表現が、非フェアトレード製品販売のすべての書類/包装などに記載されている。	請求書、製品パッケージ、製品から「フェアトレード((Fairtrade))」、もしくは類似の言葉は削除されているが、他の書類に関連語句が記載されている、もしくは請求書に「フェアトレード」と表記されているものがある。	「フェアトレード((Fairtrade))」、もしくは類似の言葉が、すべての請求書、製品、製品パッケージ、かつ、他の購買書類から削除されている。もしくは、それができない場合は、バイヤーに対してフェアトレー認証製品でないことを明確に伝えている。		
2.1.1./FLOCERT requirement	2.1.1.06	ペイヤー、製造、卸、ライセンサー	ALL	0	C	認証事業者は、通常の販売が、認証製品の販売と何らかの関係があるといったことを、直接的にも間接的にも示唆してはならない。	通常の販売と認証製品の販売とに何らかの関係があることが、直接的に示唆されている。		通常の販売と認証製品の販売が関係しているという証拠が無い		
2.1.2.	2.1.1.12	ペイヤー、製造、卸	ALL	0	M	認証事業者は認証製品(原料)の全ての搬入、加工および販売に関する記録を保持すること。記録は、FLJ(認証機関)が認証製品(原料)の出荷から搬入まで遡って追跡できるようにされていること。 フェアトレードとして販売された重量は、歩留まり率(重量の減少)を考慮して、フェアトレードとして購入した重量を超えていない。	認証事業者は記録を残していない、もしくは、監査の時にそれらの記録が入手できない。かつ/もしくは、5%以上の過剰販売が予想される、もしくは、計算するシステムが無い。	認証事業者は記録を残しているが、記録に不備がある、もしくは、監査のときにすべてが入手できない。かつ/もしくは、1-5%の過剰販売が予想される。	認証事業者は記録を残しており、監査の時にそれらは入手できる。記録は適切になされている。過剰販売は確認されず、万が一あった場合でも、予想される過剰販売は1%以下である。	認証事業者は記録を残しており、監査の時にそれらは入手できる。記録は適切になされている。過剰販売はない。	FLJが、変更点、関連するレシピと歩留まりを含むフェアトレード認証に関わる製品のアウトプットからインプットを、容易に遡ることができる管理システムがある。認証事業者は記録を残しており、監査の時にそれらは入手できる。記録は適切になされている。認証製品と通常製品を混合しておらず、原料調達記録システムにもミスが無い。



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



FAIRTRADE
INTERNATIONAL

NSF Checklist TC 9.4 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.4

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	Time	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
2.1.2	2.1.1.13	ペイヤー、製造、卸	ALL	0	C	(製造委託組織に適用)製造委託組織は、認証事業者から受領および発送した全ての認証製品(原料)の数量を記録すること。物理的トレーサビリティが適用される場合には、記録は、FLJ(認証機関)が認証製品(原料)のアウトプットからインプットを遡って追跡できるように管理されていること。フェアトレードとして販売された重量は、歩留まり率(重量の減少)を考慮して、フェアトレードとして購入した重量を超えていない。	製造委託組織は、記録を残していない、もしくは、監査のときにそれらが入手できない。	製造委託組織は記録を残しているが、記録に不備がある、もしくは、監査のときにすべてが入手できない。	製造委託組織は記録を残しており、監査の時にそれらは入手できる。記録は適切になされている。	製造委託組織は記録を残しており、監査の時にそれらは入手できる。記録は適切になされている。製造委託組織は、受領した製品の記録と、生産者に送り返した製品の記録を残している。	FLJが、変更点、関連するレシピと歩留まりを含むフェアトレード認証に関わる製品のアウトプットからインプットを、容易に遡ることができる管理システムがある。製造委託組織は記録を保管し、監査の際に監査人が入手できるようにしている。記録は常に正確である。製品の混同はなくミスが無い。そして調達記録システムを遵守している。
2.1.13, Cocoa FLOCERT Requirement (fruit juices)	2.1.1.14	ペイヤー、製造、卸	Sugar, Cocoa, Fruit Juice, Tea, Banana	0	C	(カカオ、サトウキビ糖、フルーツジュース/パルプ・ピューレ、茶)(認証原料、中間製品を販売する場合に適用される)売買に関する書類には、製品が物理的トレースがとれたものか、マスバランスが適用されたものなのかを明記すること。	売買に関する書類(契約書、発注書など)に記載が全くない。		売買に関する書類(契約書、請求書、納品書など)に明確に記載されている。		
FLOCERT Requirement	2.1.1.15	ペイヤー、製造、卸	Sugar, Cocoa, Fruit Juice, Tea	0	C	(カカオ、サトウキビ糖、フルーツジュース/パルプ・ピューレ、茶)(認証原料、中間製品を購入する場合に適用される)売買に関する書類には、製品が物理的トレースがとれたものか、マスバランスが適用されたものなのかを明記すること。	購入に関する書類(契約書、請求書、又は納品書など)に記載が全くない。		購入に関する書類(契約書、請求書、又は納品書など)に明確に記載されている。		



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



FAIRTRADE
INTERNATIONAL

NSF Checklist TC 9.4 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V4.4

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	Time	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
FLOCERT Requirement	2.1.1.16	ペイヤー、製造、卸、ライセンシー	ALL	0	C	(FSI複合材料原料、コットン/テキスタイルを販売している場合に適用) 購入と販売に関する書類に適用されているプログラム名を記載すること。 複合材料製品の場合: FSI コットンの場合: FSI、テキスタイル基準	売買に関する書類(契約書、発注書など)にプログラムの記載が全くない。		売買に関する書類(契約書、請求書、納品書など)に明確に記載されている。		
Herbs & herbal teas (HL) 5.1.1	2.1.1.17	ペイヤー、製造、卸、ライセンシー	Herbs, herbal teas & spices	0	C	(ドライハーブ) (Hired Labour農園が栽培したドライハーブを販売・購入する場合のみ適用) 購入・販売書類に「お茶製品のみ対象」であることを明記している。	販売書類(契約書、請求書、納品書)には記載がない		販売文書(契約書、請求書、納品書)に明記されている。		
Certifying under 'special circumstances'	2.1.1.20	ペイヤー	Coffee	0	C	(コーヒー) (コンゴ民主共和国から直接または間接的にフェアトレードの認証コーヒー生豆を購入および/または販売する場合、2026年12月31日まで適用) すべての購入および販売書類(契約書、請求書など)に「特別な状況」およびフェアトレードの生豆の原産国名(コンゴ民主共和国)を記載することで、サプライチェーンの透明性を高めること。 フェアトレードのFLOCERTへの輸入報告に、「追加取引情報」欄に該当するICOマークを入力すること。	「特別な事情」という用語および原産国(コンゴ民主共和国)がすべての購入および販売書類に記載されていない、および/または「特別な事情」およびICOマークが輸入報告書に記載されていない。		すべての購入および販売書類に「特別な事情」という用語と原産国(コンゴ民主共和国)が記載されており、輸入報告には「特別な事情」とICOマークが入力されている。		
2.1.2 タイトル 物理的トレーサビリティ要件											
2.1.3	2.1.2.01	ペイヤー、製造、卸	ALL	0	M	(すべての產品に適用される) (カカオ、サトウキビ糖、フルーツジュース/パルプ・ピューレ、または茶を売買または加工する事業者、又はコットンのFSI傘下で、綿繰り以降の加工を行う組織、金の調達プログラムの場合は、物理的トレーサビリティの実施を希望する場合のみ本項目は適用される) すべてのサプライチェーンの段階において、認証製品(原料)は非認証製品(原料)を物理的に分けて管理すること。 認証製品(原料)は、非認証製品(原料)と混同しないこと。 認証製品(原料)は、非認証製品(原料)とは分けて、輸送、保管、加工・製造及び納品されること。	認証製品と非認証製品が分けられていない。認証製品を分けて管理するシステムが無く、混同している。	認証製品と非認証製品が、明確に分けられていない、もしくは、一部分しか分けられていない。生産中に混同することが容易に起こり得る。	認証製品と非認証製品が、明確に分けられている。認証製品を分けて管理するシステムがある。	ランク3に加え、原料(製品)を区別するマークがあり、認証原料と非認証原料とが明確かつ容易に識別できる。	ランク4に加え、認証製品を追跡できる管理システムがある。



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.4 EN-GB

FLJ文書番号 :B-B07-S02 V4.4

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	Time	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
2.1.4; 2.1.5	2.1.2.02	ペイヤー、製造、卸	ALL	0	C	(すべての産品に適用される) (カカオ、サトウキビ糖、フルーツジュース/パルプ・ピューレ、または茶を、売買または加工する事業者、又はコットンのFSI傘下で、綿繰り以降の加工を行う組織の場合は、物理的トレーサビリティの実施を希望する場合のみ本項目は適用される) 取引に関連する記録や書類と共に、製品ロット番号や識別マークなどを用いて、すべての段階(例：保管、輸送、加工、包装、表示及び取扱い)および販売時において、認証原料(製品)をフェアトレードとして識別できるようにすること。	フェアトレード認証原料(製品)が、いかなる生産過程においても、また記録や書類においても、認証原料(製品)として識別されていない。書類、記録、製品に付与されている識別マークにおいて、認証原料(製品)と識別できるような言葉/ナンバーが表記されていない。	製品が、認証原料(製品)であると容易に判別できず、識別マークが明確に示されていない。また、識別マークが頻繁に欠けており、いくつかの記録はフェアトレード認証として判別できない。	すべての生産過程において、またすべての関連する記録と書類において、認証製品はフェアトレード認証製品であると判別できる。識別マークは明確に、そして「フェアトレード」か、もしくは類似の言葉と共に記載されている。	すべての生産過程において、またすべての関連する記録と書類において、認証製品はフェアトレード認証製品であると判別できる。識別マークは明確で、製品ロット番号が用いられており、かつ「フェアトレード」かそれに類似した言葉が明確に使用されている。	すべての生産過程において、またすべての関連する記録と書類において、認証製品はフェアトレード認証製品であると判別できる。識別マークは明確で、製品ロット番号が用いられており、「フェアトレード」かそれに類似した言葉が明確に使用され、かつ、販売者と買い手の名前とFLO IDが明記されていること。認証製品を追跡できる管理システムがある。
2.1.6	2.1.2.03	ペイヤー、製造、卸	Sugar, Cocoa, Fruit Juice, Tea	0	C	(カカオ、サトウキビ糖、フルーツジュース/パルプ・ピューレ、茶) (自発的な物理的トレーサビリティを希望する場合のみ本項目は適用される) 認証製品(原料)は、物理的トレーサビリティの基準を遵守している認証事業者から調達されていること。これらの製品(原料)は、売買のとき、製品パッケージまたは請求書などの関連する書類上で物理的トレーサビリティを有する認証(原料)として識別されなければならない。	認証製品(原料)は、物理的トレーサビリティに対して認証を受けていない認証事業者から購入されている。	認証製品(原料)は、物理的トレーサビリティに対して認証を受けている認証事業者から購入されているが、パッケージや関連する書類に記載がない。	認証製品(原料)は、物理的トレーサビリティに対して認証を受けている認証事業者から購入されている。認証製品は、最低でも、製品ロット番号や請求書を通して認証製品の物理的トレーサビリティが識別できる。		認証製品(原料)は、物理的トレーサビリティに対して認証を受けている認証事業者から購入されている。認証製品は、請求書と製品において、物理的トレーサビリティが識別できる。
2.1.7	2.1.2.04	ペイヤー、製造、卸	ALL	0	C	(FSIIには適用しない) 認証事業者は、複合材料製品に物理的トレーサビリティを有している原料と有していない原料を混合する場合、または/かつ複合材料原料を混合する場合、物理的トレーサビリティが要求される原料が物理的トレーサビリティの基準を遵守していることを確実にすること。 もし技術的な理由によりそれが不可能であった場合、認証事業者はFLJIにより例外の承認を得ていること。	物理的トレーサビリティが可能な認証原料が、物理的トレーサビリティの要求を満たしていない。FLJIによって例外申請が承認されていない。認証原料と非認証原料を区別するシステムがなく、認証原料と非認証原料を混合している。	物理的トレーサビリティが可能な認証原料が、物理的トレーサビリティの要求を完全に満たしていない。FLJIによって例外申請が承認されていない。生産過程において、認証原料と非認証原料との混合が容易に起こり得る状況である。	物理的トレーサビリティが可能な認証原料は、物理的トレーサビリティの要求を満たしている、もしくは、FLJIによって例外申請が承認されている。認証と非認証を区別するシステムはあり、小さいミスが起こり得る程度である。	物理的トレーサビリティが可能な認証原料が、物理的トレーサビリティの要求を完全に満たしている。認証と非認証の製品を区別するシステムがあり、ミスは起こらない。	物理的トレーサビリティが可能な認証原料は、物理的トレーサビリティの要求を完全に満たしている。ミスなしに製品を追跡できる物理的トレーサビリティのシステムがある。すべての原料に対し、物理的トレーサビリティを実施する計画がある。



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.4 EN-GB

FLJ文書番号 :B-B07-S02 V4.4

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	Time	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
2.1.3	2.1.2.05	ペイヤー、製造、卸	ALL	0	M	(製造委託組織) (カカオ、サトウキビ糖、フルーツジュース/パルプ・ピューレ、または茶を加工する事業者、又はコットンのFSI傘下で、綿繰り以降の加工を行う組織、金の調達プログラムの場合は、物理的トレーサビリティの実施をする場合のみ本項目は適用される) すべてのサプライチェーンの段階において、認証製品(原料)は非認証製品(原料)を隔離すること。 認証製品(原料)は、非認証製品(原料)と混同しないこと。 認証製品(原料)は、非認証製品(原料)とは分けて、輸送、保管、加工・製造及び納品されること。	認証製品と非認証製品が分けられていない。認証製品を分けて管理するシステムが無く、混同している。	認証製品と非認証製品が、明確に分けられていない、もしくは、一部分しか分けられていない。生産中に混同することが容易に起こり得る。	認証製品と非認証製品が分けられている。認証製品を分けて管理するシステムがある。	認証製品と非認証製品が分けられており、識別マークにフェアトレードの説明があり、容易に判別できる。認証と非認証の製品を区別するシステムがあり、ミスは起こらない。	認証製品と非認証製品が、常に正しく分けられている。識別マークにフェアトレードの説明があり、容易に判別できる。ミスなしに製品を追跡できる物理的トレーサビリティのシステムがある。
2.1.4	2.1.2.06	ペイヤー、製造、卸	ALL	0	C	(製造委託組織) (カカオ、サトウキビ糖、フルーツジュース/パルプ・ピューレ、または茶を加工する事業者、又はコットンのFSI傘下で、綿繰り以降の加工を行う組織の場合は、物理的トレーサビリティの実施をする場合のみ本項目は適用される) すべての段階(例：保管、輸送、加工、包装、表示及び取扱い)におけるフェアトレード製品に加え、関連する記録や書類上においても、製品につくロット番号や識別マークにより、認証原料(製品)をフェアトレードとして識別できること。	フェアトレード認証製品が、いかなる生産過程においても、また記録や書類においても、認証製品として識別されていない。書類、記録、製品に付与されている識別マークにおいて、フェアトレード認証製品と識別できるような言葉/ナンバーが言及されていない。	製品が、認証製品であると容易に判別できず、識別マークが明確に示されていない。また、識別マークが頻繁に欠けており、いくつかの記録はフェアトレード認証として判別できない。	すべての生産過程において、またすべての関連する記録と書類において、認証製品はフェアトレード認証製品であると判別できる。識別マークは明確に、そして「フェアトレード」か、もしくは類似の言葉と共に記載されている。	すべての生産過程において、またすべての関連する記録と書類において、認証製品はフェアトレード認証製品であると判別できる。識別マークは明確で、製品ロット番号が用いられており、かつ「フェアトレード」かそれに類似した言葉が明確に使用されている。	すべての生産過程において、またすべての関連する記録と書類において、認証製品はフェアトレード認証製品であると判別できる。識別マークは明確で、製品ロット番号が用いられており、「フェアトレード」かそれに類似した言葉が明確に使用され、かつ、販売者と買い手の名前とFLO IDが明記されていること。 (FLOCERTの契約相手だけでなく)いかなる認証事業者にも、認証製品だと識別できるための管理システムがある。
2.1.6	2.1.2.07	ペイヤー、製造、卸	ALL	0	C	(製造委託組織) (カカオ、サトウキビ糖、フルーツジュース/パルプ・ピューレ、または茶を、加工する事業者、又はコットンのFSI傘下で、綿繰り以降の加工を行う組織の場合、物理的トレーサビリティの実施をする場合のみ本項目は適用される) フェアトレード製品を納品するときは、それがフェアトレード認証製品であることを明確に示すこと。	フェアトレード認証製品として納品された製品は、「フェアトレード」や類似した言葉で区別されていない。フェアトレードに関連する情報が完全に欠けている。	フェアトレード認証製品として納品された製品は、常に「フェアトレード」や類似した言葉で正しく区別されている。フェアトレードに関する情報が一部欠けている。	フェアトレード認証製品として納品された製品は、「フェアトレード」や類似した言葉で正しく区別されている。	フェアトレード認証製品として納品された製品は、常に「フェアトレード」や類似した言葉で正しく区別されている。	フェアトレード認証製品として納品された製品は、常に「フェアトレード」や類似した言葉で正しく区別されている。ミスなく販売された製品を追跡できるシステムがある。



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



FAIRTRADE
INTERNATIONAL

NSF Checklist TC 9.4 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V4.4

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	Time	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
2.1.7	2.1.2.08	ペイヤー、製造、卸	ALL	0	C	(製造委託組織) 認証事業者は、フェアトレード認証の複合材料製品を製造する際に、物理的トレーサビリティを有している原料と有していない原料を混合する場合、物理的トレーサビリティが要求される原料が物理的トレーサビリティの基準を遵守していることを確実にすること。 もし技術的な理由によりそれが不可能であった場合、認証事業者はFLJに例外申請をしていること。	物理的トレーサビリティが可能な認証原料が、物理的トレーサビリティの要求を満たしていない。FLJによって例外申請が承認されていない。認証原料と非認証原料を区別するシステムがなく、認証原料と非認証原料を混合している。	物理的トレーサビリティが可能な認証原料が、物理的トレーサビリティの要求を完全に満たしていない。FLJによって例外申請が承認されていない。生産過程において、認証原料と非認証原料との混合が容易に起こり得る状況である。	物理的トレーサビリティが可能な認証原料が、物理的トレーサビリティの要求を完全に満たしている。又は、FLJによって例外申請が承認されており、追加施設はそのコピーを保有している。認証と非認証を区別するシステムはあり、ミスは起こらない。	物理的トレーサビリティが可能な認証原料が、物理的トレーサビリティの要求を完全に満たしている。認証と非認証の製品を区別するシステムがあり、ミスは起こらない。	物理的トレーサビリティが可能な認証原料が、物理的トレーサビリティの要求を完全に満たしている。又は、FLJによって例外申請が承認されている。認証事業者は、例外を段階的に除去しようと試みており、対象原料について物理的トレーサビリティの要求を応じるよう努力している。ミスなしに製品を追跡できる物理的トレーサビリティのシステムがある。
N.A	2.1.2.09	FSIライセンス	ALL	0	C	(FSI) FSIに参加している認証事業者は、実際の調達量(物理的トレーサビリティが適用される場合)または、調達規模(マスバランスが適用される場合)に基づいて実績を公表すること。公表値は、過去の実績値に基づくこと。	いいえ		はい		
Herbs & herbal teas (HL) 5.1.1	2.1.2.11	製造・卸、ライセンス	Dried herbs	0	C	(Dried herbs) (Only applicable if you sell or buy dried herbs grown by Hired Labour companies) You clearly identify the physical product as 'eligible for tea products only' through on-product identification marks	いいえ		はい		
2.1.3		タイトル		Mass Balance Requirements							



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



FAIRTRADE
INTERNATIONAL

NSF Checklist TC 9.4 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.4

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	Time	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
2.1.8	2.1.3.01	ペイヤー、製造、卸	Sugar, Cocoa, Cotton, Fruit Juice, FSI Gold, Tea, FSI Cotton after ginning stage	0	M	(サトウキビ糖、カカオ、フルーツジュース/パルプ・ピューレ、茶を取り扱う組織、およびコットンFSI傘下で綿繰り以降の加工を行う組織で物理的トレーサビリティを適用しない組織) マスバランスがポジティブであることを保証すること。 --認証製品として販売された数量と、投入された認証原料の数量とが、加工時の歩留まりとロスを加味した上で同等であること -投入された認証原料(インプット)は、認証--製品(アウトプット)が販売される前に購入されていること	マスバランスは繰り返しネガティブになっている、もしくは算出システムがない。予想される過剰販売が5%以上ある。	限られた状況で、マスバランスがネガティブになっている。予想される過剰販売が1-5%ある。	マスバランスはポジティブである、もしくは特定の月でネガティブになりうるが、全体のバランスはポジティブである。	マスバランスは常にポジティブで、容易に計算できる。予想される過剰販売はない。	マスバランスは常にポジティブで、容易に計算できる。マスバランスのワークシートは、随時更新されている。製品の混同がなく、調達記録システムのミスもない。
2.1.10	2.1.3.03	ペイヤー、製造、卸	Sugar, Cocoa, Cotton, Fruit Juice, FSI Gold, Tea, FSI Cotton after ginning stage	0	C	(単一場所でのマスバランスに適用)(サトウキビ、カカオ、フルーツジュース/パルプ・ピューレ、茶、コットンFSI傘下の綿繰り以降の組織で物理的トレーサビリティを適用しない組織) 認証原料は、認証製品が加工される同じ場所に輸送され加工されていること。	いいえ		はい		



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.4 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.4

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	Time	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
2.1.11	2.1.3.04	ペイヤー、製造、卸	Cotton, Fruit Juice, FSI Gold, Tea, FSI Cotton after ginning stage, Banana	0	C	(フルーツジュース&パルプ/ピューレ、茶、コットンFSI傘下の綿繰り以降の組織で物理的トレーサビリティを適用しない組織) 認証原料は、フェアトレード最終製品となる原料と同じ種類と品質でなければいけない。(like for likeルール) 例: 有機/非有機、原産国等 品質(特定のフレーバー、有機的またはその他のものを含む)および/または産地を指定する主張を付けた加工品を販売する場合、購入書類に記載されている通り、同じ仕様かつ同じ原産地から同等の量を購入すること。	いいえ		はい		
Cane Sugar 2.1.2	2.1.3.05	ペイヤー、製造、卸	Sugar	0	C	(砂糖)(B2B取引)(マスバランスで白色精製糖を販売し、きび砂糖と甜菜糖を混合または代替する場合に適用)フェアトレードとして販売する砂糖が甜菜糖から作られていること、または甜菜糖ときび砂糖を混合していることを販売文書に明記すること。	いいえ		はい		
2.1.12	2.1.3.06	ペイヤー、製造、卸	Sugar, Cocoa	0	C	(カカオ、サトウキビ糖)認証事業は、グループマスバランス(GMB)を導入する前に認証機関の許可を得なければならない。また、グループマスバランスに関係する拠点の変更がある場合にも、製造前に認証機関より許可を得なければならない。また、下記の条件に該当することを保証すること。 - GMBに関わるすべての拠点は、同じグループ内の地理的距離に関係なく同じグループに属する。 - 購入と販売に関するすべての関連情報が閲覧できる、中央管理システムが整備されている。 - フェアトレード原料の購買および販売情報を一元化し、グループが販売するフェアトレードの生産量が、グループが購入した同等のフェアトレード原料の購入を超えていないことを確認するシステムが整備されている。	いいえ	承諾は得られているが、グループマスバランスの条件は満たされていない。	はい		



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



FAIRTRADE
INTERNATIONAL

NSF Checklist TC 9.4 EN-GB

FLJ文書番号 : B-B07-S02 V4.4

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	Time	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
2.1.10	2.1.3.07	ペイヤー、製造、卸	Sugar, Cocoa, Cotton, Fruit Juice, FSI Gold, Tea, FSI Cotton after ginning stage	0	C	(追加施設)(単一場所でのマスバランス)(サトウキビ糖、カカオ、フルーツジュース&パルプ/ピューレ、茶、コットンFSI傘下の綿繰り以降の組織で物理的トレーサビリティを適用しない組織) 認証原料は、認証製品が加工される同じ場所に輸送され加工されていること。	いいえ		はい		
2.1.11	2.1.3.08	ペイヤー、製造、卸	Sugar, Cotton, Fruit Juice, FSI Gold, Tea, FSI Cotton after ginning stage	0	C	(追加施設)(サトウキビ糖、フルーツジュース&パルプ/ピューレ、茶、コットンFSI傘下の綿繰り以降の組織で物理的トレーサビリティを適用しない組織) 認証原料(インプット)は、フェアトレード最終製品となる原料(アウトプット)と同じ種類と品質でなければいけない。 (like for like) 品質(特定のフレーバー、有機的またはその他の含む)および/または産地を明記した処理品を納品した場合、同じ規格かつ同じ原産地から同等またはそれ以上の量を受け取ったことになる。	いいえ		はい		
Cane Sugar 2.1.2	2.1.3.09	ペイヤー、製造、卸	Sugar	0	C	(追加施設) (サトウキビ糖) (B2B 取引) (マスバランスで上白糖を加工し、サトウキビ糖とビート糖を混合または代替する場合に適用) フェアトレードに分類される砂糖がビート糖から作られていること、またはビート糖ときび糖の混合であることを文書で明確に示していること。	いいえ		はい		
Cocoa 2.1.5	2.1.3.10	ペイヤー、製造、卸、ライセンシー	Cocoa	0	C	(カカオ)認証事業者はカカオのマスバランスには、以下の転換率を使用すること。 ・カカオ豆1トン→カカオリカー0.82トン ・カカオリカー1トン→ココアバター0.5トンとココアパウダー0.5トン ・カカオ豆1トン→ココアバター0.41トンとココアパウダー0.41トン	現在の転換率が適用されていない。	現在の転換率が適用されていない、もしくは完全に適用されていないが、認証事業者は変更する準備がある。	現在の転換率が適用されている、もしくは変更が終了した。		現在の転換率が公表されてから、正しく適用されている。
Cane sugar 2.1.3	2.1.3.11	ペイヤー、製造、卸、ライセンシー	Sugar	0	C	認証製品に、遺伝子組み換え甜菜糖を使用してはならない。	いいえ		はい		



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.4 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.4

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	Time	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Cocoa 2.1.6	2.1.3.12	ペイヤー、製造、卸	Cocoa	0	C	(カカオ)(マスバランス)認証事業者は、認証原料(インプット)の購入より3年以内に認証製品(アウトプット)として同等の量を販売している。	いいえ		はい		
Cocoa 2.1.7	2.1.3.13	ペイヤー、製造、卸	Cocoa	0	C	(カカオ)カカオの生産物(豆、半加工または加工されたカカオ)をマスバランスの下でフェアトレードとして販売する場合、以下のような表記がある。 - 特定のカテゴリー(標準またはファインフレーバー) - 特定の状態(有機または非有機) その場合、同等のフェアトレード認証カカオの量を購入したことになる。購入書類に記載されている仕様は、上記と同じか、上記以上の仕様でなければならない。	いいえ。アウトプットのカカオと同等のカテゴリー、ステータス、原産地のカカオがインプットとして購入されていない。		同等の認証カカオの原材料(カテゴリーおよび/またはステータスに関して)が購入された。		
Cocoa 2.1.10	2.1.3.14	ペイヤー、製造、卸	Cocoa	0	C	(カカオ)(有機認証以外の他の認証も取得している場合)フェアトレードに加え、追加のサステナビリティ認証制度による「デュアル認証」または「マルチ認証」として一定量のカカオ豆や半加工カカオを購入し、フェアトレード以外の認証制度で販売した場合、フェアトレード認証カカオとして同じ量を販売することはできない。	同じ量のカカオがフェアトレードとして販売されていることが明確である。		同量がフェアトレードとして販売された形跡はない。		ランク3に加え、認証製品の複数販売がないことを確認するシステムがある。
Cane sugar 2.1.1	2.1.3.16	ペイヤー、製造、卸	Cane sugar	0	C	(サトウキビ糖)フェアトレードのインプットが、アウトプットの製造のために使用される原料と同種・同質であることを保証すること(like to like ルール)。	いいえ		はい		
2.2	タイトル	Product Composition									



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.4 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V4.4

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	Time	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
2.2.1 and 2.2.4	2.2.0.01	製造・卸, ライセンシー	Banana; Cane sugar; Cereals; Cocoa; Coffee; Dried fruit; Dried vegetables; Fresh fruit; Fruit juices; Herbs, herbal teas & spices; Honey; Nuts; Oilseeds and Oleaginous fruit; Pulp; Rice; Tea; Vegetables; Wine grapes	0	C	(食品の複合材料製品) (FSIIには適用しない) 複合材料原料、複合材料製品は、認証事業者が例外申請をし受理された場合を除いて、可能な限り多くの認証材料が使用されていること。 - (2026年9月30日まで) 例外が認められています - (新規、2026年10月1日より) その原材料が以下条件を満たす場合、文書化されたコンプライアンスとしての承認を得て非認証原料利用することができる。 • 入手不可能である、または • 新しい基準に関連するものである、または • 公式の産地指定を受けているものである、または • 地元で入手可能な温帯気候の産品である、または • 移行中の原材料、または • コーヒー、カカオ、バニラ以外の天然香料、抽出物、精油、または • 国際フェアトレード基準で具体的に言及されているもの以外の「E番号」を持つ添加物。 複合材料製品のフェアトレード原材料の合計含有率は、依然として最低基準である20%に達している必要がある。	認証対象となっているいくつかの原料に対して、非認証原料が使用されており、例外申請が受理されていない、または使用している原料は基準で定められた条件を満たしていない。(認証対象となっている原料は、すべて認証原料を使用しなければならない)	ATCBルールがすべての製品に正しく適用されてない。すなわち、認証対象の産品であるが非認証原料を使用する場合、例外申請の承認がなされていないが、承認が得られていない。	ATCBが適切に適用されている、もしくは、FLJによって例外適用が承認されており、監査時に承認記録が閲覧可能である。または、使用された原料が基準で定められた条件を満たしている。		
2.2.2	2.2.0.02	製造・卸, ライセンシー	Banana; Cane sugar; Cereals; Cocoa; Coffee; Dried fruit; Dried vegetables; Fresh fruit; Fruit juices; Herbs, herbal teas & spices; Honey; Nuts; Oilseeds and Oleaginous fruit; Pulp; Rice; Tea; Timber; Vegetables; Wine grapes	0	C	(食品の複合材料製品) (FSIIには適用しない) 食品の複合材料製品は最低でも20%以上の認証原料からできていること。 含まれている認証原料の重量(容量)割合の表示は、加工前の、すべての原料の総重量(総容量)との比率で表されること。 水、もしくは液体の乳製品が加えられた製品は、加えられた水もしくは液体の乳製品を、計算から除外する。これは、濃縮還元ジュースにも適用される。しかし、フレッシュジュースには適用されない。 使用される複合材料は、関連する複合材料の割合基準に準拠すること。	いいえ		はい		
2.2.3	2.2.0.03	製造・卸, ライセンシー	Banana; Cane sugar; Cereals; Cocoa; Coffee; Dried fruit; Dried vegetables; Fresh fruit; Fruit juices; Herbs, herbal teas & spices; Honey; Nuts; Oilseeds and Oleaginous fruit; Pulp; Rice; Tea; Timber; Vegetables; Wine grapes	0	C	(食品の認証製品) (FSIIには適用しない) 認証事業者は、国の法に抵触しない限り、小売向け製品の包装の裏に、フェアトレード認証原料の最低割合を表記すること。	いいえ		はい		



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



FAIRTRADE
INTERNATIONAL

NSF Checklist TC 9.4 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V4.4

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	Time	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Cotton 2.2.1	2.2.0.04	ペイヤー、製造、卸	Cotton	0	C	(コットン) 認証製品に使用されるコットン製品は、認証生産者から調達されたコットンでなければならない。十分な量の認証コットン(Fairtrade cotton combers)が入手できない場合は、非認証コットンを20%まで使用して脱脂綿または化粧用パフ(cotton wool pads)を作ることができる。ただし、製造組織は使用した非認証コットンと同量の認証コットンを別途調達しなければならない。 上記ケースを適用する場合には、FLJに通知すること。	いいえ		はい		
Cotton Product Composition Policy	2.2.0.05	ペイヤー、製造、卸、ライセンス	Cotton	0	C	(コットン)(コットンの最終製品のみ)に適用される)FLJから例外が承認されていない限り、コットン以外の材料を使用しているコットン最終製品は最低50%(重量ベース)の認証コットンからできていること。制服、ユニフォームは、最低30%以上とする。	いいえ		はい		
2.2.5	2.2.0.06	製造・卸、ライセンス	FSI ALL	0	C	(コットン、金を除くすべてのFSI対象製品) (食品複合材料と食品複合製品に適用) 物理的トレーサビリティを適用する場合、製品中の該当する製品の100%がフェアトレード認証原料を使用していること。 FSIラベルが貼付されている製品で、マスバランスを適用する場合(サトウキビ糖、ココア、フルーツジュース、茶)、製品に使用されている原料の同等の量が認証原料として調達されていなくてはならない。 FSIラベルが貼付されている製品は、FSI対象製品でなければならない。	いいえ		はい		



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



FAIRTRADE
INTERNATIONAL

NSF Checklist TC 9.4 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.4

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	Time	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Flowers and Plants 1.2.1	2.2.0.11	ペイヤー、製造、卸、 ライセンスー	Flowers	0	C	(花束および最終製品の植物の構成) フェアトレードとして販売されるすべての花、植物、および最終製品となる植物が、フェアトレード認証を受けていることを確認すること。花束/アレンジメントに含まれる花または最終製品の植物の一部がフェアトレード認証を受けていない場合は、国際フェアトレード原料調達制度(FSI)の規則に従う。FSI制度は植物には適用されない。	いいえ		はい	ランク3に加え、非認証の花や植物はローカル調達されている。	
		3	タイトル								
		3.1	タイトル								
4.1.1	3.1.0.01	ペイヤー、製造、卸	All	0	C	(製造委託組織にも適用される)(綿織り工程以降のFSIコットンには適用しない) 認証事業者は、当該国の労働法、基本的な国際労働機関(ILO)の協定を認識していること。	当該国の労働法、基本的な国際労働機関(ILO)の協定の認識がない。		認証事業者は責任者を任命している。また、自身に適用される労働法とILO協定が、企業内でどのように認知されているかを示すことができる。	ランク3に加え、認証事業者は適切な労働環境を保証するための指針と手順を備えている。	ランク4に加え認証事業者は効果的に履行されていることを示すことができる。(例:他のスキームによる社会的監査を受けている)
4.1.1	3.1.0.02	ペイヤー、製造、卸、 ライセンスー	All	0	M	(綿織り工程以降のFSIコットンには適用しない) 当該国の労働法、もしくはILO協定のどちらにも、違反の兆候が無いこと。	当該国の労働法、またはILO協定に常習的に違反している証拠がある。	違反している証拠がある。しかしながら認証事業者は、将来的に違反を避ける行動を実行した。	違反している証拠は発見されなかった。しかしながら、疑いのある兆候があるため、追加の監査を実施することが望ましい。	違反している証拠は発見されなかった。	ランク4に加え認証事業者は効果的に規定や手順書を実施していることを示すことができる。または、他のスキームによる社会的監査を受けている。
		3.1.1	タイトル			Freedom from Discrimination					
		3.1.2	タイトル			Freedom from Forced and Compulsory Labour					
		3.1.3	タイトル			Child Labour and Child Protection					



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



FAIRTRADE
INTERNATIONAL

NSF Checklist TC 9.4 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V4.4

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	Time	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Cocoa 3.2.7	3.1.3.04	ペイヤー、製造、卸	Cocoa	0	C	(カカオ) (アフリカ・アジアから調達する場合2024 年 7 月 1 日から適用) (ラテンアメリカ・カリブ海から調達する場合2025 年 7 月 1 日から適用) カカオ製品(カカオ豆、リカー、バター、パウダー)の年間取引量が3年間の平均で、カカオ豆200トン、またはカカオリカー(マス/ペーストとも呼ばれる)164トン、またはココアバター82トン、またはココアパウダー82トンを超える認証事業者に適用される。過去 3 年間の年間購入量の平均が製品の基準値を下回っていることを証明するのは、トレーダーの責任となる。 最も深刻なリスクの防止と軽減を支援する活動のうち、少なくとも 1 つに協力することで、生産者組織の行動計画を支援すること。これは、生産者に支払われるフェアトレード・プレミアムに追加される。 支援は、直接、またはパートナーシップを通じて行う。支援は、年間資金援助、研修、パートナーシップの促進、政府への働きかけ、その他の方法で行う。	支援をしていない。	支援は提供されているが、毎年提供されていない、または基準に記載された項目に準拠していない。	少なくとも1つのフェアトレード認証生産者組織に対し、直接またはパートナー団体を通じ、資金提供、研修、パートナーシップの促進、政府への働きかけ、その他の方法による年次支援活動が行われており、かつ、基準に掲げられた項目が遵守されている。	ランク3を満たしかつ、支援額は少なくともカカオ豆1トン当たり年間合計19ドルに相当する。	
Cocoa 3.3.3	3.1.3.05	ペイヤー、製造、卸	Cocoa	0	C	(カカオ) カカオ製品(カカオ豆、リカー、バター、パウダー)の年間取引量が3年間の平均で、カカオ豆200トン、またはカカオリカー(マス/ペーストとも呼ばれる)164トン、またはココアバター82トン、またはココアパウダー82トンを超える認証事業者に適用される。過去 3 年間の年間購入量の平均が製品の基準値を下回っていることを証明するのは、トレーダーの責任となる。 児童労働および/または強制労働のリスクが高い地域で活動していることが確認された生産者組織に、リソースと支援を提供する。この貢献は、生産者に支払われるフェアトレード・プレミアムに追加される。あなたの支援は、直接またはパートナーシップを通じて行われる。年間資金、研修、パートナーシップの促進、政府への働きかけ、またはその他の方法によるものである。	支援をしていない。	支援は提供されているが、毎年提供されていない、または基準に記載された項目に準拠していない。	少なくとも1つの認証生産者に対して、資金提供、研修、パートナーシップの促進、政府とのアドボカシー、またはその他の方法で、直接、またはパートナーのイニシアティブを介した年次支援がまされ、かつ基準に記載された項目が遵守されている。	ランク3を満たしかつ、支援額は少なくともカカオ豆1トン当たり年間合計19ドルに相当する。	



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



FAIRTRADE
INTERNATIONAL

NSF Checklist TC 9.4 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V4.4

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	Time	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Cocoa 3.3.4	3.1.3.06	ペイヤー、製造、卸	Cocoa	0	C	(カカオ) (アフリカおよびアジアから調達するトレーダーは 2024 年 7 月 1 日より適用、ラテンアメリカおよびカリブ海地域から調達するトレーダーは 2025 年 1 月 1 日より適用) カカオ製品(カカオ豆、リカー、バター、パウダー)の年間取引量が3年間の平均で、カカオ豆200トン、またはカカオリカー(マス/ペーストとも呼ばれる)164トン、またはココアバター82トン、またはココアパウダー82トンを超える認証事業者に適用される。過去 3 年間の年間購入量の平均が製品の基準値を下回っていることを証明するのは、トレーダーの責任となる。 毎年、国際フェアトレードラベル機構にデータを報告すること。データは、国際フェアトレードラベル機構が提供するテンプレートおよびフォーマットで提出すること。	報告がなされていない。	一部の報告のみされている。	データは毎年報告され、確認ページのコピーが年次報告の証拠として保管されている。		
3.1.4		タイトル									
3.1.5		タイトル									
3.1.6		タイトル									
Nuts 3.3.1 & 3.3.2	3.1.6.05	ペイヤー、製造、卸	Cashew Nut	0	C	(カシューナッツ) (生のカシューナッツを加工している場合に適用) 加工ユニット内の作業者に保護衣や保護油を支給し、カシューナッツ液から十分に保護されていることを確認していること。	保護服や保護油の支給なし		保護服や保護オイルが提供され、作業者が適切に保護されている		
Nuts 3.3.3 & 3.3.4	3.1.6.06	ペイヤー、製造、卸	Cashew Nut	0	C	(カシューナッツ) (生のカシューナッツを加工している場合に適用) 作業員が保護衣や保護油の使用について訓練を受け、それらが正しく使用されていることを管理監督していること。	作業員の教育がされていない		作業員は保護服や保護油の使用について訓練を受け、それらを正しく使用している。		
3.2		タイトル									
4.2.1	3.2.0.01	ペイヤー、製造、卸	All	0	C	(製造委託組織にも適用される)(綿織り工程以降のFSIコットンには適用しない) 認証事業者は、当該国の適用される環境法規を認識していること。	適用される環境法規に関し認識がない。		認証事業者は、担当者を任命している。また自身に適用される環境法が、企業内でどのように通知されているかを示すことができる。	ランク3に加え、認証事業者は環境保護のための指針と手順を備えている。	ランク4に加え認証事業者は効果的に履行されていることを示すことができる。(例: EMS)



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



FAIRTRADE
INTERNATIONAL

NSF Checklist TC 9.4 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V4.4

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	Time	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
4.2.2	3.2.0.02	ペイヤー、製造、卸	All	0	C	(綿繰り工程以降のFSIコットンには適用しない) 認証事業者は、認証製品に国際フェアトレードラベル機構より発行される危険物質リスト(Hazardous Material List) Red Listに掲載されている物質をフェアトレード製品の出荷、輸送、保管中の害虫駆除に使用しないこと。 認証事業者は、認証原料(製品)に使用された駆除剤の有効成分、製品名、適用された原料、標的にされた害虫名、また使用された物資がHMLのパート1(レッドリスト)、2(オレンジリスト)、3(イエローリスト)のどこに該当するのかをリストにまとめ、定期的に更新しなければならない。	認証事業者は、認証製品に、禁止された物質を積極的に使用している。	レッドリストに記載されている禁止物質は認証製品に使用されていない。しかしながら、認証製品に使用される殺虫剤リストがない。(または、完全ではない)	危険物質リストのレッドリストに記載されているいかなる物質も、認証製品に使用されていない。また、認証製品に使用された殺虫剤の完全なリストがある。	危険物質リストのレッドリストに記載されているいかなる物質も使用されていない。また、認証製品に使用された殺虫剤の完全なリストがある。	
4.2.3	3.2.0.03	ペイヤー、製造、卸	All	0	C	(綿繰り工程以降のFSIコットンには適用しない)(HMLのオレンジリストに記載の物質を使用している認証業者にのみ適用) -認証事業者は、HMLに記載された特定使用条件を満たしていること -次の場合に限り使用していること: i)害虫に農薬耐性ができてしまうことを防ぐ方法の一つとして ii) より有害でない農薬に変える場合 iii) Integrated Pest Management (IPM: 総合的有害生物管理)の一環としてiv) 無農薬対応を含む場合 -物質の使用を削減させる、又は中止させる計画を作成すること。その計画には以下を記載すること。対象物質の種類(学名、有効成分、有効成分の含有率、製品名)、使用量(単位面積あたり、あるいは%、ppmなどの散布濃度と年間の単位面積あたりの総散布量)、IMPの一環として他の無農薬での対応詳細を含む、使用の削減あるいは中止のためのアクションプラン。	承認を得ていない。	承認のための条件が満たされていない。	承認の条件において、逸脱している箇所が無い。	例外の承認条件について認められたことを示すQMS文書がある。	



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



FAIRTRADE
INTERNATIONAL

NSF Checklist TC 9.4 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V4.4

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	Time	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
4.2.4	3.2.0.04	ペイヤー、製造、卸	All	0	V	(綿繰り工程以降のFSIコットンには適用しない) 土地の利用と、生物多様性、水の使用、エネルギーの使用 (カーボンフットプリントを含む)、排水の流出、大気中への 排出、廃棄物、有害物質そして異常措置に関して、認証事 業者は、認証製品に関係する直接の環境への悪影響を理 解し、最小限になるよう取り組む。	環境管理システムが整備さ れていない。		環境管理システムが整備さ れている。		ランク3に加え、環境面につ いて第三者から認証を受け ている。
4.2.1	3.2.0.07	ペイヤー、製造、卸、 All ライセンシー		0	M	(製造委託組織にも適応される)(綿繰り工程以降のFSI コットンには適用しない) 認証事業者は、当該国の適用される環境法規に對し、い ずれにも違反している兆候のないこと。	環境法規に常習的に違反 している証拠がある。	違反している証拠がある。 しかしながら認証事業者 は、将来的に違反を避ける 行動を実行した。	違反している証拠は発見さ れなかった。しかしながら、 疑いのある兆候があるた め、追加の検査を実施する ことが望ましい。	違反している証拠は発見さ れなかった。	ランク4に加え認証事業者 は効果的に規定や手順書 を実施していることを示す ことができる。または、他の スキームによる社会的監査 を受けている。
4.2.2	3.2.0.09	ペイヤー、製造、卸	ALL	0	C	(綿繰り以降のFSIコットンを除くすべての産品に適用され る) 農作物・製品に對し、消費国で許可され登録された合 成物資のみを使用している。	いいえ		はい		
Cocoa 3.4.6	3.2.0.11	ペイヤー	Cocoa	0	C	(カカオ)(ペイヤー、コンベイヤー)(2024 年 1 月 1 日から 適用) カカオを調達している区画の100%について、GPS 位置情報またはGPSポリゴン形式の地理位置データが利 用可能であること。少なくとも、4ヘクタールを超える区画に ついてはGPSポリゴンデータが必須である。 トレーダーはこのデータを調達先の生産者組織と共有し、 彼らが森林破壊をさらに防止するための手順策定に活用 できるようにすること。	地理的情報データが入手さ れていない。	一部の区画単位のみ、の地 理的情報データが入手され ている。	全区画単位でのデータが 入手されており、かつ生産 者組織とデータ共有がされ ていることが証明できる。		
Cocoa 3.4.4	3.2.0.14	ペイヤー	Cocoa	0	C	(カカオ)(ペイヤー、コンベイヤー)(2025年1月1日より適 用) 直接または間接的に調達している生産者団体が、森林 の減少や劣化を防止・緩和し、森林や植生を保全・回復す るための計画を支援していること。	支援がなされていない。		支援は、直接またはパート ナーシップを通じて、資金 提供、データ共有、トレーニ ング、パートナーシップの促 進および／または支援とい う形で提供される。		



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.4 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.4

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	Time	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Coffee 3.1.5	3.2.0.15	ペイヤー	Coffee	0	C	(コーヒー)(ペイヤー、コンベイヤー)(2026年1月1日より適用) 森林および植生を保全するために、直接的または間接的に調達している生産者組織の森林減少および森林劣化リスク評価と緩和計画を支援すること。	支援がなされていない。		支援は、直接またはパートナーシップを通じて、資金提供、データ共有、トレーニング、パートナーシップの促進および／または支援という形で提供される。		
Coffee 3.1.7	3.2.0.16	ペイヤー	Coffee	0	C	(コーヒー)(ペイヤー、コンベイヤー)(2027年1月1日より適用) コーヒーを調達している区画の100%について、地理的位置データを入手可していること。最低限、以下のデータを入手していること。 - 4ヘクタール以上のコーヒー区画については、GPSによるポレゴンデータ - 4ヘクタール未満のコーヒー区画については、GPSによる位置情報。	位置情報データを入手していない。	位置情報は、一部の区画ユニットのみ入手している。	データの入手はすべての区画単位で可能であり、生産者組織とのデータ共有の証明も入手可能である。		
Cococa 3.1.12	3.2.0.19	ペイヤー	Cocoa	0	C	(カカオ)(2025年7月1日より適用)(生産者組織から農家データを収集する輸出組織および輸入組織にのみ適用) 認証事業者は、調達先の生産者組織に対し、トレーダーが現地の法律に従って収集および処理した農家データへのアクセスを、要請から4週間以内、または現地の法律で定められた期間内に許可すること。 認証事業者は、生産者組織とデータを共有するために、影響を受ける個人から適切なデータプライバシーの許可を取得している。	農家データへのアクセスが許可されていない、および/または適切なデータプライバシーの許可が取得されていない。		スケジュールに従って農家データへのアクセスが許可され、適切なデータプライバシーの許可を取得している。		
	3.2.1	タイトル									
	3.2.2	タイトル				Water Use					
	3.2.3	タイトル				Energy Use					
	3.2.4	タイトル				Waste Water Effluents					
	3.2.5	タイトル				Emissions to Air					
	3.2.6	タイトル				Waste					
	3.2.7					Climate and Carbon					



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.4 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V4.4

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	Time	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Flowers and Plants 4.4.1	3.2.7.01	ペイヤー、製造、卸	Flowers and Plants	0	C	(花・植物)(2025年9月1日より適用)茎1本あたり／完成品1株あたり／植物1株あたり(例:切り花)の輸送段階を含め、カーボンフットプリント(CO2e)を見積もり、毎年、炭素排出削減の方法を特定すること。	特定されていない		特定されている	産品タイプごとにふっとプリントが詳細に記載されている。	
4		タイトル		Business and Development							
4.1		タイトル		Contracts							
5.1.1, Fresh Fruit (SPO) 5.2.2 & 5.2.4, Fresh Fruit (HL) 5.4.2 & 5.4.4	4.1.0.01	ペイヤー	ALL	0	M	(ペイヤー、コンベイヤー)フェアトレード・プレミアムペイヤーとコンベイヤーは、トレーダー基準付属文書1および関連する産品基準に定義されたそれぞれ役割を果たすこと。もしくは、影響を受けるすべて当事者(生産者を含む)と合意の上、別の取り決めをしてもよい。取り決めに関する書類は、FLJIに提出されていること。	認証事業者は、別の取り決めを定めようとしているが、関係者の合意を得られておらず、書面での合意もなされていない。		トレーダー基準付属文書1、または関連する産品基準で定められた役割を果たしている。もしくは、すべての関係者と書面で合意のもと、別の取り決めがなされ、書類がFLJIに提出されている。	すべての関係者の署名とともに、別の取り決めがなされた、かつ、FLJIに報告している。	



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



FAIRTRADE
INTERNATIONAL

NSF Checklist TC 9.4 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.4

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	Time	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
5.1.2; 5.1.3,5.1.4	4.1.0.02	ペイヤー	ALL	0	M	(ペイヤーとコンベイヤー) (花&植物、ガーナ産カカオには適用しない) ペイヤーとコンベイヤーは、生産者と(もしくはコンベイヤーと)認証原料(製品)の購入において、契約を結ばなくてはならない。契約は産業規制に則ったものであり、なおかつ下記項目を明確に記載すること。 ・合意された量 ・品質規格(製品・原料の説明や属性など) ・価格の要求事項に従って確定した価格 ・フェアトレード価格とフェアトレード・プレミアムの調整が必要な場合、その計算方法 ・支払うべきフェアトレード・プレミアムの合計(価格とは別に示されていること) ・誰がフェアトレード価格とフェアトレード・プレミアムを支払う責任をもつか ・支払形式(透明でかつ追跡可能でなくてはならない) ・価格とプレミアムの支払いが、フェアトレード価格テーブルで決められている通貨と異なる通貨で支払われる場合、使用される為替レートの日付 ・(該当する場合)前払いの条件と額 ・品質問題が発生した場合の手順 ・国際通商条件(Incoterms)を使用する際の納品条件 ・産品別基準に沿った支払い条件 ・「不可抗力条項」の定義又は記載 ・裁判権適用に関する合意 ・その他の紛争を解決するための解決の方法 ・双方の契約当事者は、同等の契約終了の権利をもつこと ・(コートジボワールからのカカオを購入する場合)参照された価格とフェアトレード最低価格の差額を支払うこと(該当する場合)	フェアトレード生産者、またはコンベイヤーとの、購入契約書、または認証原料(製品)の売買契約書がない。	購入契約書、またはフェアトレード製品の注文書はあるが、それらの書類には不備がある。	売買契約書、また認証原料(製品)の注文書はあるが、それらの書類は生産者/コンベイヤーから合意されていない、もしくはどちらの署名もない。		売買契約書、または認証原料(製品)の注文書があり、それらの書類は生産者/コンベイヤーから合意されている。もしくは、どちらの署名もある。
Prepared and preserved Fruit and Vegetables, Fresh 2.3.1 (SPO), 5.3.1 (HL) Vegetables 2.1.1 (SPO), 5.2.1 (HL)	4.1.0.03	ペイヤー	Dried Fruit, Dried Vegetables, Fresh Vegetables	0	M	(ペイヤー)(ドライフルーツ、乾燥野菜、豆類を除く生鮮野菜) フェアトレードペイヤー(ペイヤー)は、生産者(またはコンベイヤー)との契約において、4.1.0.02に加え以下の事柄を記載すること。 - 契約日 - 認証事業者のFLO IDナンバー - 契約に不可欠なものとしてのフェアトレードへの参照 - 契約有効期限 - 商品説明 - 認証製品の購入量(最低、最大量、または固定量) - 調達計画のリファレンス - 注文システムの機能の説明 - 各当事者の責任説明と品質チェック手順	フェアトレード生産者、または輸出組織と、売買契約書、または認証原料(製品)の注文書がない。	売買契約書、または注文書はあるが、それらの書類に不備がある。	売買契約書、または注文書はあるが、生産者から承認を受けていない、もしくは双方の署名がなされていない。		書面での売買契約書、または注文書があり、生産者から書面での承認を受けている、もしくは双方の署名がなされている。



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



FAIRTRADE
INTERNATIONAL

NSF Checklist TC 9.4 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.4

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	Time	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Fresh Fruit 4.1.1 (SPO), 5.2.1 (HL)	4.1.0.04	ペイヤー	Fresh Fruit, Banana	0	C	(ペイヤー)(バナナを含む生鮮果物、ただしワイン用のぶどうを除く) 契約には、4.1.0.02に加えて下記の事柄を含めること。 -operator's FLO ID number - minimum volume to be purchased and delivered on a weekly basis for perennial fruits and on a seasonal basis for seasonal fruits and volume projection for the duration of the contract - description of how the system of orders will function (when and how weekly/ single orders are confirmed) - responsible party for product labelling - rules for dead freight - non-Fairtrade payment terms and price mechanism in case of short falling sales and quality problems for each product - if applicable, a reference to additional or special packing material and services and related costs not included in the Fairtrade minimum price (e.g. for "clusterbags" or "parafilm").	認証製品について、生産者と、もしくは輸出組織と締結した書面での売買契約書がない。	書面での売買契約書、または注文書はあるが、それらの書類に不備がある。	書面での不備のない売買契約書、または注文書はあるが、書面にてサプライヤーから承認を受けていない、もしくは双方の署名がなされていない。		書面での不備のない売買契約書、または注文書があり、書面にてサプライヤーから承認を受けている、もしくは双方の署名がなされている。
Coffee 2.2.5	4.1.0.05	ペイヤー	Coffee	0	C	(ペイヤー、コンペイヤー)(コーヒー)(通常よりも遅い納品スケジュールの要請を生産者・輸出組織にした場合※収穫後の3か月以上) 認証事業者は、認証事業者は通常よりも遅い納品スケジュールの要請をした場合、保管の費用、利息そして保険費用が認証事業者により支払われることを保証しなければならない。その詳細は契約書に記載されていること。	認証事業者が通常のよりも遅い納品スケジュールを要請した場合、保管の費用、利息そして保険費用が払われていない、かつ、その費用の詳細が売買契約書に記載されていない。		通常の場合よりも遅い納品スケジュールの要請があった場合について、保管の費用、利息そして保険費用と、合意された費用の詳細が売買契約書に記載されている。		
Coffee 2.2.3	4.1.0.06	ペイヤー	Coffee	0	C	(ペイヤー)(コーヒー)(後決め価格契約のみに適用) 認証事業者は、価格設定が販売側(生産者)の意見に基づいて行われることを確実にすること。 収穫期間に、双方のリスクを管理する手段として生産者とコンサルテーションが行われない限り、価格を決定するためにストップ・ロス・オーダーを適用してはいけない。	生産者と買い手の間で協議することなく、ストップ・ロス条項が適用されている。		生産者と買い手の間で協議され、ストップ・ロス条項が適用されている。		



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



FAIRTRADE
INTERNATIONAL

NSF Checklist TC 9.4 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.4

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	Time	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Coffee 2.2.1	4.1.0.07	ペイヤー	Coffee	0	C	(ペイヤー、コンベイヤー)(コーヒー)(生産者組織とのジャン決め価格契約のみに適用)認証事業者は、制生産者とのジャン決め価格契約に同意する。ジャン決め価格契約は、生産社からの要求があった場合に適用される。認証事業者がジャン決め価格契約を締結するのは、下記の条件に該当する場合に結ぶことができる。 a) 決定価格での契約が有効でないオークションで購入する場合 b) 販売者が認証コーヒーの在庫がある時に契約に署名をする場合(例:即時運搬(購入契約に署名してから3か月以内のもの)、もしくは、契約に署名する前に、プレ出荷の許可を得たもの) c) 認証事業者と販売者の双方で書面によりその契約に合意した場合で、またリスクマネジメントの戦略として双方が合意した場合。 相互合意とリスクマネジメント戦略の詳細は、書面で確認すること。最低限以下の項目が定められていること ・共有されるコスト構造 ・収穫結果に基づくソリューション ・生産者組織およびバイヤーの責任に関する条項 d) ジャン決め価格契約が国の法規に反する場合	4つの条件について、該当しているという書面の証拠がないにも関わらず、ジャン決め価格契約が締結されている。		ジャン決め価格契約が適用されるための4つの条件のうち、一つの証拠がある。		
Coffee 2.2.4	4.1.0.08	ペイヤー	Coffee	0	C	(ペイヤー、コンベイヤー)(コーヒー)(仲介人が利用された場合のみ適用)仲介人の利用が、販売者と買い手との間の契約の中に明示されていること。	(コーヒー)仲介人が存在するという証拠はあるが、販売者と買い手の契約のなかに、そのことが明確に言及されていない。		(コーヒー)仲介人を介する売買契約書があり、そこには買い手と売り手についての言及がある。しかし、仲介人と買い手、もしくは仲介人と売り手の署名しかされていない。	(コーヒー)売り手と買い手の間に、売買契約書が存在する。かつ、仲介人について明確に言及されている。	(コーヒー)三者間(売り手、買い手、仲介人)で署名した売買契約書がある。
Coffee 2.2.4	4.1.0.09	ペイヤー	Coffee	0	C	(ペイヤー、コンベイヤー)(コーヒー)(仲介人が利用された場合のみ適用) 契約において、仲介人サービスの利用を要求した認証事業者は、仲介人の手数料を支払うこと。	(コーヒー)仲介人の手数料が、仲介人サービスの利用を要求した認証事業者によって支払われていない。		(コーヒー)仲介人の手数料が、仲介人サービスの利用を要求した認証事業者によって支払われている。		
Flowers and Plants 5.2.2	4.1.0.11	ペイヤー	Flowers, Plants	0	C	(ペイヤー)(花および植物) 最終の発注は文書にて確認されること。オークションで購入する場合は、生産者に書面で最終的な購入を確認していること。	最終の発注が、文書にて確認されていない。		最終の発注が、文書にて確認されている(例:メール)。		



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



FAIRTRADE
INTERNATIONAL

NSF Checklist TC 9.4 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.4

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	Time	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
5.1.6	4.1.0.25	ペイヤー	ALL	0	C	(生産者からの最初の購入者)(契約書に記載されてた数量を供給/購入することができない例外的な、予測できない状況に至った場合に適用)すみやかに供給者に通知し、解決策を積極的に探すこと。	サプライヤー/買い手から何も通知が無い。	通知はされたが、解決策は立てられていない。	サプライヤー/買い手に、口述で(会議のなかで、もしくは電話で)通知がされた。かつ、契約の再交渉が行われた、もしくは解決策を積極的に探している。		書面にてサプライヤー/買い手から通知がされた、かつ、契約の再交渉が行われた、もしくは解決策を積極的に探している。
Cocoa 4.5.2	4.1.0.32	ペイヤー、製造、卸	Cocoa	0	V	(カカオ)複数年にわたるココアの調達に関する相互のコミットメントに基づいて、生産者との長期的なパートナーシップを約束すること。また、プレミアムの活用について情報に基づいた意思決定を生産者が行うために持続可能性な優先度についてコミュニケーションをすること。	長期的なコミットメントはなく、持続可能性の優先事項に関するコミュニケーションがなされていない。		3年間(またはそれ以上)の期間の生産者との長期的なコミットメントについての書面がある。また、持続可能性に関する優先事項に対して、定期的な意見交換が行われている。		ランク3に加え、生産者、パイヤー、ブランドオーナーを含む三者パートナーシップ契約がある。
Cocoa 4.1.1	4.1.0.33	ペイヤー	Cocoa	0	C	(カカオ)(ペイヤー、コンペイヤー)公式価格が国政府によって設定されていない限り、契約書にニューヨーク(ICE FUTURES US)またはロンドン(ICE FUTURES EUROPE)が市場価格の参照先として記載されていること。	政府によって設定されていない場合、市場価格に関する参照先がない。		契約に記載のない情報源について合意された証拠がある。(メールなど)		情報源に関する書面による合意は、署名された売買契約書に記載されている。
5.1.7	4.1.0.34	ペイヤー、製造、卸	ALL	0	C	(生産者にトレーニングやその他の支援活動などのサービスを提供する場合に適用される)料金を含むすべての条件について事前に生産者と書面で同意すること。	事前が合意ない。および/または、書面による合意がない。および/または、手数料を含むすべての合意すべき条件が含まれていない。		料金を含むすべての契約条件について、事前に書面で合意に達したことを示す証拠がある。		
5.1.7	4.1.0.35	ペイヤー、製造、卸	ALL	0	C	(生産者にトレーニングやその他の支援活動などのサービスを提供する場合に適用される)生産者にサービス(訓練やその他の支援活動など)や料金を受け入れるよう圧力をかけたり、サービスの受け入れを認証原料の購入条件にしない。	生産者がサービスや料金を受け入れるように圧力をかけられているという証拠、および/または、サービスの受け入れが購入の条件であったという証拠が存在する。		生産者がサービスや料金を受け入れるように圧力をかけられているという証拠、および/または、サービスの受け入れが購入の条件であったという証拠がない。		



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



FAIRTRADE
INTERNATIONAL

NSF Checklist TC 9.4 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.4

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	Time	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5	
Cocoa 4.1.3	4.1.0.36	ペイヤー、製造、卸	ALL	0	C	(カカオ)カカオ製品をフェアトレードとして販売する場合、必ず契約書に支払われるべきプレミアムの金額、および該当する場合はオーガニック価格の上乗せ分を、認証カカオの合意販売価格とは別に表示させること。	売買契約にプレミアムとオーガニックの上乗せ分(該当する場合)の金額が、個別に表示されていない。		売買契約に、プレミアムおよびオーガニック上乗せ分(該当する場合)の内訳が、明確に個々に表示されている。			
Cocoa 4.1.4	4.1.0.37	ペイヤー	Cocoa	0	C	(カカオ)(ペイヤー、コンベイヤー)(2019年10月から適用)(生産者団体またはコンベイヤーから有機認証カカオ製品を購入する場合にのみ適用可能)生産者組織(または該当する場合はコンベイヤー)との購買契約において、支払うべき有機の上乗せ金額を、価格とは別に明記すること。	売買契約にオーガニック上乗せ分の金額が表示されていない。		売買契約に、オーガニック上乗せ分(該当する場合)の内訳が、明確に表示されている。			
Coffee 4.1.1	4.1.0.39	ペイヤー	Coffee	0	C	(ペイヤー、コンベイヤー)(コーヒー)購入時の契約において、価格差となる優れた品質、国別の差額、有機の差額(該当する場合)、フェアトレード・プレミアムを明確に示していること。	プレミアム、オーガニック・ディファレンシャル(該当する場合)の追加価格差が、購入契約書に分けて記載されていない。		プレミアム、オーガニック・ディファレンシャル(該当する場合)の追加価格差が、購入契約書に分けて記載されている。			
Coffee 2.2.9	4.1.0.41	ペイヤー	Coffee	0	C	(ペイヤー、コンベイヤー)(コーヒー)生産者またはコンベイヤー(該当する場合)と、ド認証コーヒーの購入契約を締結すること。契約には、各国および業界の規制に従うほか、以下の事項も記載する。 - 小規模生産者 から購入するコーヒーの形態または段階(輸出可能な生豆、パーチメント)(すなわち、主要製品および副産物の所有権の移転) - 購入するコーヒーの水分含有量(パーセント)(該当する場合) - 小規模生産者に提供するサービスの詳細(該当する場合) - 価格リスク管理戦略の条件(該当する場合) 購入者としてコーヒーを加工(ミリング)する場合は、コーヒーの収量や品質仕様などの、post-milling reportが利用可能になり次第、生産者組織と共有すること。	生産者またはフェアトレード認証取得コンベイヤーとの、国際フェアトレード認証製品に関する書面による購入契約または発注書が存在しない、あるいは(コーヒーを加工する場合)生産者組織とpost-milling reportが共有されていない。	書面による購入契約または発注書はあるが、不完全である。	書面による完全な購入契約または発注書が存在するが、生産者/コンベイヤーによる確認(発注書)または両当事者による連署(購入契約)がない、かつ(コーヒーを加工する場合)生産者組織と共有されたpost-milling reportがない。	書面による完全な購入契約または購入注文書が存在し、生産者/コンベイヤー(購入注文書)による書面による確認、または両当事者による連署(購入契約)があり、かつ(コーヒーを加工する場合)生産者組織と共有されたpost-milling reportがある。		



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



FAIRTRADE
INTERNATIONAL

NSF Checklist TC 9.4 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.4

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	Time	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Coffee 2.2.6	4.1.0.42	ペイヤー	Coffee	0	C	(ペイヤー、コンベイヤー)(コーヒー)(FOBレベルで生豆として輸出可能なコーヒーを購入しない場合にのみ適用できる) 生産者との契約 (または該当する場合はコンベイヤー) に、価格計算の詳細な内訳 (差引価格または追加価格の明細、その値、および加工される場合の換算レート) を記載すること。	生産者組織またはコンベイヤーとの契約に、価格計算の詳細な内訳が記載されていない。		生産者組織またはコンベイヤーとの契約に、価格計算の詳細な内訳が記載されている。		
Coffee 4.1.2	4.1.0.43	ペイヤー	Coffee	0	C	(ペイヤー、コンベイヤー) (コーヒー) (法律によりオークションを通過しなければならない場合のみ適用) 輸入者として、輸出者が関連コストをカバーするための妥当なマージンを輸出者と合意すること。	合理的なマージンに関する取り決めがない。		合理的なマージンに関する取り決めがある。		
Tea (SPO) 4.1.1 & Tea (HL) 5.3.1	4.1.0.44	ペイヤー	tea	0	C	(ペイヤー、コンベイヤー) (茶) 販売請求書に該当する「インスタントティー」/「有機インスタントティー」を明記し、明確性と透明性のために、市販価格とフェアトレード・プレミアムを別々の項目として詳述すること。	インスタントティー／オーガニックインスタントティーの区別がなく、請求書にも製品価格とフェアトレード・プレミアムが明記されていない。		請求書にインスタントティー/有機インスタントティーの表示と、製品価格とフェアトレード・プレミアムが明記されている。		
4.2		タイトル		Price and Fairtrade Premium							



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



FAIRTRADE
INTERNATIONAL

NSF Checklist TC 9.4 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.4

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	Time	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
5.2.1, 5.2.2, Cocoa 5.2.1	4.2.0.01	ペイヤー	ALL	0	M	(ペイヤー、コンベイヤー) 少なくとも、関係する市場価格、または、価格データベースによって決められたフェアトレード最低価格のうち高額な方を、生産者(またはコンベイヤー)に支払うこと。	フェアトレード最低価格以下の、もしくは関係する市場価格以下の支払いがされている。	生産者から購入する製品の価格は、適切なフェアトレード最低価格(または市場価格)に基づいて計算されているが、実際に生産者に支払われる価格は、現地市場価格以下である。	フェアトレード最低価格の支払いもしくは関連する市場価格(どちらか高額な方)が支払われている。		
5.2.1	4.2.0.02	ペイヤー	ALL	0	C	(ペイヤー、コンベイヤー)(サトウキビ糖には適用されない) 市場価格の情報源について、生産者と合意すること。可能であれば、産品別基準で示されている市場価格の参照を使用すること。	購入者と生産者間で、市場価格の情報が共有されていない。		市場価格の情報源が、定期的に共有され合意されている証拠書類(メールなど)がある。		ランク3に加え、書面での市場価格の情報源について合意した双方の署名のある売買契約、もしくはサプライヤーから承認を得ことを示す書面での発注書がある。
5.2.1	4.2.0.03	ペイヤー	ALL	0	C	(ペイヤー、コンベイヤー) もし認証原料(製品)に対して支払う価格が、関係する市場価格から著しく逸脱している場合、理論的根拠又は理由を提出することができる。	市場価格から著しく逸脱している理論的根拠又は理由を提出できない。	支払う価格が関係する市場価格から著しく逸脱していることについて、適切な理論的根拠又は理由を提出できない。もしくは、生産者から合意を得ていない。	支払う価格が関係する市場価格から著しく逸脱していることについて、理論的根拠又は理由がサプライヤーに提出されている(例:メールなど)、かつ、それは適切である。		サプライヤーに、双方の署名がなされた売買契約書、もしくは、サプライヤーから承認を得た発注書に、理論的根拠又は理由が記されている。かつ、それは適切である。
5.2.2	4.2.0.04	ペイヤー	ALL	0	M	(ペイヤー) 最低価格について、品質に対しての値引きをしてはならない。フェアトレード最低価格は、文字通り最低である。	フェアトレード最低価格より支払が低い。	最低価格の支払いについて、品質に対しての値引きがされている。	最低価格の支払い、かつ、品質に対する値引きがされていない。		最低価格の支払いかつ、高品質のものに上乗せの支払いがされている。



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



FAIRTRADE
INTERNATIONAL

NSF Checklist TC 9.4 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.4

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	Time	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
5.2.2	4.2.0.05	ペイヤー	ALL	0	C	(ペイヤー)(フェアトレード価格の差異を計算する際、コンペイヤーに適用される) 新しいフェアトレード最低価格は、価格データベースで示されている適用日以降に締結される契約より適用される。その日以前に締結された契約は、契約書で決められた価格が尊重される。	価格データベースに示された適用日以降に結ばれた契約において、新しいフェアトレード最低価格が適用されていない。	新しいフェアトレード最低価格が、価格データベースに示された適用日以降に結ばれたいくつかの契約に適用されているが、すべてではない。	新しいフェアトレード最低価格が、価格データベースに示された適用日以降に結ばれたすべての契約において適用されている。	新しいフェアトレード最低価格が、新しい価格が公表された後、しかし価格データベースに示された適用日以前に結ばれた契約のうち、いくつかの契約に適用されている。	新しいフェアトレード最低価格が、新しい価格が公表された後、しかし価格データベースに示されている適用日以前に結ばれた契約のすべてに適用されている。
5.2.3; 5.1.3	4.2.0.06	ペイヤー	ALL	0	C	(ペイヤー)(フェアトレード価格の差異を計算する際、コンペイヤーに適用される)(ガーナまたコートジボアールからカカオを購入する場合、オレンジジュース用オレンジには適用されない) 購入しようとする価格に対し、フェアトレード最低価格がサプライチェーンの中の異なるレベルで設定されている場合(異なる製品形状、異なる取引条件)、状況に応じてフェアトレード最低価格を調整する。計算方法は透明性を持ち、かつ、実際のコストを反映させること。	フェアトレード最低価格がサプライチェーンの中の異なるレベルで設定されているにもかかわらず、調整がまったくされていない。	最低価格に関する調整がされているが、計算方法は透明性を持つものの、実際のコストが反映されていない。	最低価格が調整されている、かつ、計算方法は透明性を持ち、実際のコストを反映している。	最低価格が調整されている、かつ、計算方法は透明性を持ち、実際のコストを反映している。さらに、計算方法について、サプライヤーと書面で(例:メールにて)合意している。	最低価格が調整されている、かつ、計算方法は透明性を持ち、実際のコストを反映している。さらに、計算方法について、双方の署名が入った購入契約書、またはサプライヤーに確認を受けた発注書において合意している。
5.2.3	4.2.0.07	ペイヤー	ALL	0	C	(ペイヤー)(フェアトレード価格の差異を計算する際、コンペイヤーに適用される)(ガーナまたはコートジボアールからのカカオを購入する際には適用されない) 生産者がフェアトレード最低価格に含まれていない追加コストのかかる責任を有している場合(例:パッキング)、フェアトレード最低価格を計算する際にそれらのコストを考慮すること。 適用されるフェアトレード最低価格は、フェアトレード最低価格に生産者が責任をもつコストを加えたものになる。	最低価格を計算する際に、生産者が追加コストのかかる責任を有している場合、それらのコストが考慮されていない。	最低価格を計算する際に、生産者が追加コストのかかる責任を有している場合、それらのコストが考慮されている、しかし、計算方法は計算方法は透明性を持つものの、実際のコストが反映されていない。	最低価格を計算する際に、生産者が追加コストのかかる責任を有している場合、それらのコストが考慮されている、なおかつ、計算方法は計算方法は透明性を持ち、実際のコストが反映されている。	最低価格を計算する際に、生産者が追加コストのかかる責任を有している場合、それらのコストが考慮されている、なおかつ、計算方法は透明性を持ち、実際のコストが反映されている。さらに、計算方法は、サプライヤーと書面で(例:メールで)合意されている。	最低価格を計算する際に、生産者が追加コストのかかる責任を有している場合、それらのコストが考慮されている、なおかつ、計算方法は、双方の署名がされた購入契約書、またはサプライヤーの承認を受けた発注書において合意されている。



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



FAIRTRADE
INTERNATIONAL

NSF Checklist TC 9.4 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.4

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	Time	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
5.2.4	4.2.0.08	ペイヤー	ALL	0	C	(ペイヤー)(生産国内で販売するために生産者から認証製品を購入する場合)(ガーナまたはコートジボワールからのカカオを購入する際には適用されない) 少なくともEx Works条件のフェアトレード最低価格を支払うこと(もし存在する場合)。FOB条件のフェアトレード最低価格しか存在しない場合、生産者が販売するレベルでのフェアトレード最低価格を算出するために、実際の輸送と輸出コストを価格から減額することができる。	Ex Works条件のフェアトレード最低価格以下の支払いがされている、または、FOB条件のフェアトレード最低価格の支払いであるが、実際の輸送と輸出コストを価格から減額する際の計算に透明性がなく、実際のコストを反映していない。		Ex Works条件のフェアトレード最低価格での支払い、もしくは、FOB条件のフェアトレード最低価格の支払いで、実際の輸送と輸出コストを価格から減額する際の計算が、透明性を持ち実際のコストを反映している。		ランク3に加え、認証製品に付けられた価格が、常に、適切なフェアトレード価格より上回っている。
5.2.5 & Cocoa 5.2.4	4.2.0.09	ペイヤー	ALL	0	C	(ペイヤー)(生産者から加工された原料(製品)を購入する場合で、フェアトレード最低価格の設定が原産品しか存在せず、加工原料(製品)には設定が無い場合) 加工された原料の価格を算出する際に、生産者の加工コストと生産の歩留りを考慮すること。この価格には、少なくともすべての認証原料(製品)のフェアトレード最低価格と加工コストが含まれていること。	生産者の加工コストと生産の歩留りが考慮されていない、かつ、すべての認証原料(製品)の価格と加工コストの価格が、最低価格を上回っていない。もしくは加工された形状のフェアトレード最低価格が適用されていない。		生産者の加工コストと生産の歩留りが考慮されている、かつ、すべての認証原料(製品)の価格と加工コストの価格が最低価格を上回っている、もしくは、加工された形状の正しいフェアトレード最低価格が適用されている(該当する場合)。		ランク3と、生産者の加工コストと生産の歩留りが考慮されている、かつ、すべての認証原料(製品)の価格と加工コストの価格が最低価格を上回っている。さらに、計算方法について双方の署名がなされた購入契約において、もしくはサプライヤーの承認を受けた発注書において合意がなされている。
Nuts 4.3.6	4.2.0.12	ペイヤー	Cashew Nuts from Africa	0	C	(ペイヤー)(生産国での最初の購入者)(アフリカ産のカシューナッツ)(フェアトレード最低価格が、市場価格より高い場合に適用) 買い手は購入したナッツの80%以上に対して、フェアトレード最低価格を支払うこと。その残りの量(フェアトレードとして購入した合計量のうち最大でも20%)は、市場価格で取引してもよい。80%以上のナッツ(あるいは、そこからとれる種子)をフェアトレード認証製品として売る場合、フェアトレード最低価格と市場価格の差を、フェアトレードとして販売された数量に応じて、生産者に支払うこと。	いいえ		はい		



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



FAIRTRADE
INTERNATIONAL

NSF Checklist TC 9.4 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.4

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	Time	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Nuts 4.3.6	4.2.0.13	ペイヤー	Cashew Nuts from Africa	0	C	(ペイヤー)(アフリカ産のカシューナッツ)生のカシューナッツを輸入する場合、フェアトレード最低価格、もしくは市場価格のうち高い方を支払うこと。また、購入した生のカシューナッツのすべてに対し、プレミアムを支払わなくてはならない。 さらに、フェアトレードとして販売された種子の輸送や加工コストが差し引かれたFOB相当価格が、支払われる生のカシューナッツのフェアトレード最低価格のより高くなる場合、その差額を生産者に支払うこと。	いいえ		はい		
5.2.7; 5.1.3	4.2.0.16	ペイヤー	ALL	0	M	(ペイヤー)認証事業者は、関係する生産者(もしくは、コンベイヤー、該当する場合にはフェアトレード・プレミアム委員会)に、購入した認証原料(製品)の価格に上乗せして、フェアトレード価格リストで定められたフェアトレード・プレミアムを支払うこと。プレミアムはいかなる値引きをしてはならない。	フェアトレード・プレミアムの支払いがされていない。または、プレミアムの支払いが認証が取消されたサプライヤーに支払われている。	フェアトレード・プレミアムの支払いが不十分である。	フェアトレード・プレミアムの支払いが完全にされている。		設定価格より高額のフェアトレード・プレミアムの支払いが、完全にされている。
5.2.9	4.2.0.19	ペイヤー	ALL	0	C	(ペイヤー)生産者から加工原料(製品)を購入する場合で、個々の原料のプレミアムしか決められていない場合、適用されるプレミアムはすべての認証原料のプレミアムの合計になる。	フェアトレード・プレミアムの支払いが、すべての認証原料のプレミアムの合計になっていない。		フェアトレード・プレミアムの支払いが、すべての認証原料のプレミアムの合計になっている。		



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



FAIRTRADE
INTERNATIONAL

NSF Checklist TC 9.4 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.4

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	Time	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Nuts 4.3.6	4.2.0.20	ペイヤー	Cashew Nuts from Africa	0	C	(ペイヤー) (生産国内での、生産者からの最初の購入者) (アフリカ産のカシューナッツ) 認証事業者は、フェアトレード・プレミアムを支払うにあたって、その額がナッツの購入量の80%以下であってはならない。もし、80%以上のナッツ (またはそこからとれる種) をフェアトレード製品として販売する場合、販売するフェアトレード製品の量に応じて、フェアトレード・プレミアムを生産者に支払うこと。	いいえ		はい		
Prepared and preserved Fruit and Vegetables (4.3.1)	4.2.0.26	ペイヤー	Dried Fruit	0	C	(ペイヤー) (契約生産組織から調達された、有機と一般の乾燥アプリコットのみに適用) Ex Worksレベルの価格は、プロモーション組織に払われる、認証にかかるコスト(一般生産で1kgあたり0.01英ポンド、有機生産で1kgあたり0.03英ポンド)を含むこと。 認証にかかるコストは、各生産者に払われる価格から差し引かれること。すなわち、フェアトレード最低価格、もしくは市場価格の高額な方から、差し引かれること。	いいえ		はい		
Nuts 4.3.2	4.2.0.27	ペイヤー	Nuts	0	C	(ペイヤー) (パキスタンの契約生産組織から調達された、アーモンド、アプリコットの種、くるみにのみ適用) EX Worksレベルの価格は、プロモーション組織に払われる認証コスト(コンベンショナル1kgあたり0.01英ポンド、有機で1kgあたり0.03英ポンド)を含むこと。 認証にかかるコストは、各生産者に払われる価格から差し引かれること。すなわち、フェアトレード最低価格、もしくは市場価格の高額な方から、差し引かれること。	いいえ		はい		
Cane sugar 4.4.4	4.2.0.32	ペイヤー	Sugar	0	C	(Payer) (Cane sugar) (Applicable when payment of premium is made to multiple producers supplying the same mill.) You pay the premium according to the information provided by the mill/exporter.	Premium is not paid.	Premium payment is made but not according to the information provided.	Premium payment is made according to the information provided.		RANK 3 AND the company proactively requests the necessary information if not directly provided by the mill/exporter



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



FAIRTRADE
INTERNATIONAL

NSF Checklist TC 9.4 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.4

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	Time	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Product Standards	4.2.0.33	ペイヤー	All	0	M	(ペイヤー)セカンダリープロダクトとその派生品の価格が 取り決められ、加えて決定価格の15%がプレミアムとして 支払われていること。 オレンジジュースのセカンダリープロダクト(フルーツの皮な ど)は、交渉価格の10%がプレミアムとして追加で支払わ れていること。	いいえ		はい		
5.2.1	4.2.0.34	ペイヤー	ALL	0	M	(ペイヤー)二次製品(主製品に加えて生産プロセスから出 てくる製品)とそのデリバティブの価格は、交渉によって決 定する。フェアトレード・プレミアムは交渉価格の15%が追加 で支払われること。オレンジジュースの二次製品(オレンジ ジュース)に対しては、交渉価格の10%のフェアトレード・プ レミアムが追加で支払われる。	いいえ		はい		
Cocoa 4.2.2 & 4.2.3	4.2.0.35	ペイヤー	Cocoa	0	C	(ペイヤー、コンベイヤー)(カカオ)(ガーナおよびコートジ ボワールからの購入する際に適用)市場基準価格 (CocobodまたはCCC)がフェアトレード最低価格を下回っ ている場合、フェアトレード最低価格と市場価格基準(コン ベイヤーの場合はペイヤーから受け取った場合)の差額を 生産者、またはコンベイヤー(該当する場合)に支払う。	No payment of price differential in case the Fairtrade Minimum Price is higher OR price differential deducted from Fairtrade Premium		Payment of price differential in case the Fairtrade Minimum Price is higher AND no deduction from payment of Fairtrade Premium		
Cocoa 4.2.4	4.2.0.37	ペイヤー	Cocoa	0	C	(カカオ)(ペイヤー)(生産者組織から半加工カカオ製品を 購入する場合にのみ適用される)半加工製品の価格は、 生産者と交渉する。非有機カカオリカー／マスの場合、交 渉価格は、少なくとも生産者レベルで設定されたフェア トレード最低価格に加え、該当する場合はすべての関連する 加工費および輸出費を基に算定される。カカオバターおよ びココアパウダーの場合、交渉価格は関連する市場価格 を基に算定される。	非有機カカオリカー／マス について、生産者レベルで 設定されたフェアトレード最 低価格に、関連するすべて の加工費および輸出費(生 産者が算出した平均加工 歩留まりを使用)を加えた 金額を下回る価格で交渉さ れた。またはココアバター および／またはココアパウ ダーについて、関連する市 場価格を下回る価格で交 渉された。		非有機カカオリカー／マス について、交渉により決定 された価格は、生産者レベ ルで設定されたフェアトレー ド最低価格に、関連するす べての加工費および輸出 費(生産者が算出した平均 加工歩留まりを使用)を加 えた額以上である。あるい は、ココアバターおよび／ またはココアパウダーにつ いて、交渉により決定され た価格が、関連する市場価 格以上である。		



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.4 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V4.4

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification
Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	Time	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Cocoa 4.2.5	4.2.0.38	ペイヤー	Cocoa	0	C	(カカオ)(ペイヤー)(生産者組織から半加工カカオ製品を購入する場合にのみ適用される)フェアトレード・プレミアムは生産者に支払われること。	Fairtrade Premium paid is below values set by Fairtrade International		Fairtrade Premium paid is at values set by Fairtrade International		
FLOCERT Requirement	4.2.0.39	ペイヤー	Cotton	0	C	(ペイヤー、コンペイヤー)(コットン)(インド)(フェアトレードオーガニックコットンのパイロットに参加している場合に適用) You pay the organic differential of 0.03 EUR/kg (2.50 INR/kg of seed cotton) and you specify the organic differential in the purchase contract with your supplier.	いいえ		はい		
Coffee 2.2.6	4.2.0.40	ペイヤー	Coffee	0	C	(ペイヤー、コンペイヤー)(コーヒー)(FOBレベルで輸出可能な生豆を購入しない場合にのみ適応される)フェアトレード最低価格に含まれるコストのみを差し引きできる。フェアトレード・プレミアムからの割引はできない。FIが発行する一般的なガイダンスを参照すること。	Deduction of costs which are not included in the Fairtrade Minimum Price AND/OR discounts made on the Fairtrade Premium		Deduction of costs which are included in the Fairtrade Minimum Price AND no discounts made on the Fairtrade Premium		



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



FAIRTRADE
INTERNATIONAL

NSF Checklist TC 9.4 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.4

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	Time	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Coffee 4.1.1	4.2.0.41	ペイヤー	Coffee	0	C	(ペイヤー、コンベイヤー)(コーヒー)コーヒーの市場価格がフェアトレード最低価格よりも高い場合、トレーダーと生産者は、以下の市場価格の参照先を使用して、コーヒーの価格を合意すること。 NYC(アラビカ)またはロンドンRC(ロブスタ)プラス prevailing differential。参照市場価格は、フェアトレードの最低価格を下回することは決してない。prevailing differentialとは、その国・グレードのコーヒー豆の主要市場における平均的な価格差または幅を指す。生産者と買付者は、非認証コーヒーの主な市場における differentialを基準に、実際の品質、出荷時期、物流、リスク、入手可能性を考慮して differentialを合意する。マイナス差は、フェアトレード最低価格には適用できない。 オーガニックdifferential とフェアトレード・プレミアムは、フェアトレード最低価格・プレミアム表で定義されているレベルを下回することは決してない。フェアトレード・プレミアムとオーガニックディファレンシャル(オーガニックコーヒーの場合) は契約において価格に追加されるが、prevailing differential.から明確に分離され、その価値に関わらず交渉の対象とはならない。 従い、フェアトレードコーヒー価格は以下のように決定される； 参照市場価格(NYC(アラビカ)またはロンドンRC(ロブスタ)プラスprevailing differentialまたはフェアトレードの最低価格(どちらが高い方)に加えて、フェアトレードオーガニックディファレンシャル(オーガニック	NYC(アラビカ)またはロンドンRC(ロブスタ)以外の他の参照の使用している。かつ/または、合意された価格は最低価格より低い、かつ/または、プレミアム、オーガニックディファレンシャル(該当する場合)の内訳がない。		市場価格の正しい参照が使用されている、かつ最低価格を下回る価格での契約がない、かつプレミアム、オーガニックディファレンシャル(該当する場合)の内訳がなされている。		
Flowers and Plants 5.4.1	4.2.0.46	ペイヤー	Flowers and Plants	0	C	(花・植物) (ペイヤー)(地域オークションには適用しない) 支払価格は生産者と交渉して決定されていること。	支払価格は交渉の対象ではなく、一方的に決定された。		価格は、両当事者で交渉して決定された。		
Cocoa 4.2.6	4.2.0.47	ペイヤー	Cocoa	0	C	(カカオ)(ペイヤー)(生産者組織から有機の半加工カカオ製品を購入する場合のみ適用)フェアトレードの有機差額を生産者に支払う。	有機的な差額はフェアトレード・インターナショナルが設定した値を下回っている。		有機ディフェンシャルの支払いはフェアトレード・インターナショナルが定める価値である。		
4.3		タイトル		Timely Payment							



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



FAIRTRADE
INTERNATIONAL

NSF Checklist TC 9.4 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.4

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	Time	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Cane Sugar 4.3.2, 4.1.2; Cocoa 4.3.1, 4.3.6; Coffee 4.2.1 & 4.2.2; Honey 4.1.1	4.3.0.02	ペイヤー	Sugar, Cocoa, Coffee, Honey	0	C	(ペイヤー) 認証事業者は、認証原料（製品）に対して、生産者（該当する場合にはコンベイヤー）に、プレミアム、有機に適用される上乘せ分（該当する場合）、認証原料の価格差（該当する場合）をタイムリーに支払うこと。また、以下の条件を満たすこと。 - （サトウキビ糖、はちみつ）所有権の移行を示す書類の受領後、30日（カレンダーデー）以内 - （レトロ認証の砂糖）（フェアトレード・プレミアム）生産者と四半期毎の支払について合意されていない場合、フェアトレードペイヤーがレトロ認証の詳細を生産者に通知した後、30日（カレンダーデー）以内。 - （カカオ、コーヒー）所有権の移行を示す書類の受領後、15日（カレンダーデー）以内	規定された期限内に支払われない。	規定された期限内に支払われた。しかし、10%以上の割合で基準を逸脱した支払いがある、もしくは基準で定められた期間の2倍以上遅れている支払いがある。	規定された期限内に支払われたが、10%以下の割合で、基準を逸脱した支払いがある、または、基準で定められた期間の2倍以上遅れている支払いがない。	規定された期限内に、すべての取引引きについて支払いがなされた。	すべての取引引きにおいて、フェアトレード認証製品の受け取り、もしくは所有権移行書類受領のどちらか早い方がなされたあと、すぐに支払いが行われた。
Tea (SPO) 4.2.1 & 4.2.3, Tea (HL) 5.3.2 & 5.3.3	4.3.0.03	ペイヤー	Tea	0	C	(ペイヤー) (茶) 認証事業者は、認証原料（製品）に対して、生産者（該当する場合にはコンベイヤー）に、価格、且つ/またはフェアトレード・プレミアムをタイムリーに支払うこと。また、以下の条件を満たすこと。 - 所有権の移行を示す標準的な書類の受領後、30日(カレンダーデー) 以内。契約書に規定され、茶の取引において慣習となっている書類を提示すること。 - (フェアトレード・プレミアム) 生産者と合意した場合、請求書を受領した、もしくはレトロ認証事前通知書を確認した月の翌月末まで。	規定された期限内に支払われない。	規定された期限内に支払われた。しかし、10%以上の割合で基準を逸脱した支払いがある、もしくは基準で定められた期間の2倍以上遅れている支払いがある。	規定された期限内に支払われたが、10%以下の割合で、基準を逸脱した支払いがある、または、基準で定められた期間の2倍以上遅れている支払いがない。	規定された期限内に、すべての取引引きについて支払いがなされた。	すべての取引引きにおいて、フェアトレード認証製品の受け取り、もしくは所有権移行書類受領のどちらか早い方がなされたあと、すぐに支払いが行われた。



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



FAIRTRADE
INTERNATIONAL

NSF Checklist TC 9.4 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.4

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	Time	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Fresh Veg (HL) 5.5.1; Fresh Veg (SPO) 4.3.2-4.3.4; Prep./Pres. Fruit/Vegetables 4.3.4-4.3.7 (SPO), 5.5.2-5.5.3 (HL)	4.3.0.04	ペイヤー	Fresh Vegetables	0	C	(ペイヤー) 認証事業者は、認証原料 (製品) に対して、生産者 (該当する場合にはコンベイヤー) に、価格、且つ/またはフェアトレード・プレミアムをタイムリーに支払うこと。また、以下の条件を満たすこと。 - (豆類を除く、ExWorksの野菜 (SPO)) 製品が配送されて7日(カレンダーデー) 以内 - (ExWorksの野菜 (HL)) 生産物を受け取ったとき - (豆類) 生産物を受け取ったとき - (FOBの野菜) 輸入業者が受け入れたならば、荷着港での検査が終わってから7日(カレンダーデー) 以内。もしくは、契約書で定められたように、所有権の移行を示す書類を受け取った後15日(カレンダーデー) 以内。 - (乾燥野菜) 輸入業了承した場合、荷着港での検査が終わってから7日(カレンダーデー) 以内	規定された期限内に支払われない。	規定された期限内に支払われた。しかし、10%以上の割合で基準を逸脱した支払いがある、もしくは基準で定められた期間の2倍以上遅れている支払いがある。	規定された期限内に支払われたが、10%以下の割合で、基準を逸脱した支払いがある、基準で定められた期間の2倍以上遅れている支払いがない。	規定された期限内に、すべての取引引きについて支払いがなされた。	すべての取引引きにおいて、フェアトレード認証製品の受け取り、もしくは所有権移行書類受領のどちらか早い方がなされたあと、すぐに支払いが行われた。



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



FAIRTRADE
INTERNATIONAL

NSF Checklist TC 9.4 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.4

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	Time	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Fresh Fruit(SPO) 4.3.1, 4.3.2; 4.3.4, 4.3.5, 4.3.6 & Fresh Fruit (HL) 5.4.8, 5.4.9, 5.4.11, 5.4.12 Prepared & Preserved Fruits & Vegetables (SPO) 4.3.6	4.3.0.05	ペイヤー	Banana, Dried Fruit, Fresh Fruit, Fruit Juice, Wine grapes	0	C	(ペイヤー) 認証事業者は、認証原料（製品）に対し、生産者（該当する場合にはコンベイヤー）に、価格、かつ/またはフェアトレード・プレミアムをタイムリーに支払うこと。また、以下の条件を満たすこと。 -（生鮮果物 FOB、ただし ワイン用ぶどうを除く）仕向港での出荷リリース後15日（カレンダーデー）以内。 -（農場出荷の生鮮果物、ただしワイン用ぶどう、ジュース用のオレンジを除く）国内法規がこれより短い支払期間を要求しない場合、製品が納品されてから15日（カレンダーデー）以内 -（ワイン用ぶどう）（価格）産業規制に従っている生産者から購入した、加工済、あるいは未加工のワイン用ぶどうを購入して、6ヶ月以内 -（ワイン用ぶどう）（フェアトレード・プレミアム）生産者から購入した、加工済あるいは未加工のワイン用ぶどうを購入して、60日（カレンダーデー）以内 -（ドライフルーツ）輸入業者が了承した場合、荷着港の検査が終わってから7日（カレンダーデー）以内 -（FOBのフルーツジュース、パルプ、ピューレ）荷主が変更された書類を受け取った後、30日（カレンダーデー）以内 - (EXW/ファームゲートでのフルーツジュース/パルプ/ピューレ) 製品受領時	規定された期限内に支払われない。	規定された期限内に支払われた。しかし、10%以上の割合で基準を逸脱した支払いがある、もしくは基準で定められた期間の2倍以上遅れている支払いがある。	規定された期限内に支払われたが、10%以下の割合で、基準を逸脱した支払いがある、基準で定められた期間の2倍以上遅れている支払いがない。	規定された期限内に、すべての取引引きについて支払いがなされた。	すべての取引引きにおいて、フェアトレード認証製品の受け取り、もしくは所有権移行書類受領のどちらか早い方がなされたあと、すぐに支払いが行われた。



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.4 EN-GB

FLJ文書番号 : B-B07-S02 V4.4

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	Time	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Sports balls 5.5.6; Herbs & Spices 5.5.6, 5.5.7 (HL), 4.3.6-4.3.7 (SPO); Flowers and Plants 5.4.3&5.4.4; Cereals 4.2.1 and 4.2.2; Fiber Crops 4.3.3; Nuts 4.3.4-4.3.5	4.3.0.06	ペイヤー	Cereals, Cotton, Flowers, Plants, Herbs & Herbal Teas & Spices, Nuts, Oilseeds and Oleaginous fruit, Sports Balls	0	C	(ペイヤー) 認証事業者は、フェアトレード認証商品に対して、生産者に(該当する場合にはコンベイヤーに)、価格、かつ/またはフェアトレード・プレミアムをタイムリーに支払うこと。また、以下の条件を満たすこと。 ―(ExWorksの米、コットン、ハーブ、ハーブティーと香辛料、ナッツ、オイルシード) 製品を受け取ったとき。 ―(FOBのナッツ、オイルシード、果物、ハーブ、ハーブティーと香辛料) 荷主が変更された書類を受け取った後、15日(カレンダーデー) 以内 ―(スポーツボール、キヌア) 所有権の移行を示す書類を受け取った後、30日(カレンダーデー) 以内 ―(アフリカ産生のカシューナッツ) 生産品を受け取ってから30日(カレンダーデー) 以内 ―(花と植物) 所有権の移行を示す書類受領後30日(カレンダーデー) 以内。販売が低迷している場合、およびFPC の要請があった場合(銀行手数料の高額化回避など)、フェアトレード・プレミアムの支払いの頻度を減らすことができる。	規定された期限内に支払われない。	規定された期限内に支払われた。しかし、10%以上の割合で基準を逸脱した支払いがある、もしくは基準で定められた期間の2倍以上遅れている支払いがある。	規定された期限内に支払われたが、10%以下の割合で、基準を逸脱した支払いがある、または、、基準で定められた期間の2倍以上遅れている支払いがない。	規定された期限内に、すべての取引引きについて支払いがなされた。	すべての取引引きにおいて、フェアトレード認証製品の受け取り、もしくは所有権移行書類受領のどちらか早い方がなされたあと、すぐに支払いが行われた。
Coffee 4.2.3	4.3.0.10	ペイヤー	Coffee	0	C	(ペイヤーとコンベイヤー)(コーヒー)(国際フェアトレード基準で定められた支払期日を過ぎた場合にのみ適用) 認証事業者は、遅くとも支払日の一週間前までに、契約書で定められたフェアトレード支払日より遅れる可能性があることを、速やかに知らせること。	いいえ		はい		
Coffee 2.2.2	4.3.0.19	ペイヤー	Coffee	0	C	(ペイヤー、コンベイヤー)(コーヒー)(後決め価格契約に適用) 売り手が収穫時期が始まる前に価格を決定したい場合、買い手との合意のもと価格は定められる。買い手と売り手、双方で、リスク管理についても合意していること。相互の合意事項やリスク管理対応の詳細はあらかじめ文書で確認されていること。	価格が売り手によって決定される後決め価格契約で、収穫期前に価格が決定される場合、買い手との合意が無い、かつ、リスク管理についても合意していない。		価格が売り手によって決定される後決め価格契約で、収穫期前に価格が決定される場合、買い手との書面での合意がなされている、かつ、リスク管理についても合意がなされている。		
Coffee 2.2.2	4.3.0.20	ペイヤー	Coffee	0	C	(ペイヤー、コンベイヤー)(コーヒー) ジャン決め価格契約の場合、価格は一収穫期間より長い間固定されてはならない。	価格が、一収穫期間より長い間固定されている。		価格が、一収穫期間分のみ固定されている。		価格が、1回の売買契約分のみ固定されている。



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



FAIRTRADE
INTERNATIONAL

NSF Checklist TC 9.4 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.4

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	Time	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Coffee 4.1.4	4.3.0.21	ペイヤー	Coffee	0	C	(ペイヤー、コンベイヤー) (コーヒー) フェアトレード・プレミアムは、製品の価格 ("C" 価格に価格差を追加あるいは差し引いた価格、またはフェアトレード最低価格のいずれかの高い方) に加えて支払われている。フェアトレード・プレミアムの量は、価格差に取り込まれるものではない。	製品の価格に上乗せしてプレミアムが支払われていない。または/かつ、合意された価格差に含まれていない。		フェアトレード・プレミアムの追加価格が明確に製品代金と区別され、製品代金に上乗せして支払われている。		プレミアムの追加価格が、売買契約に以下のよう明瞭に区別されている: 市場価格またはフェアトレード最低価格 (どちらか高価な方) + フェアトレード・プレミアム + オーガニック (該当する場合)
Tea (HL) 5.3.4	4.3.0.22	ペイヤー	Tea	0	C	(ペイヤー、コンベイヤー) (茶) (カメリアのコンベンショナル・有機の茶でCTC生産されたもの、HL茶園から調達された、オーソドックス製法でできたダストやファニング、およびこれらの茶から派生した、Hired Labourセットアップで作られたインスタントティーのみに適用)) サステナブルマージンが生産者から別々に請求された場合、認証事業者は、フェアトレード・プレミアムの支払いを二つに分割すること (80%をフェアトレード・プレミアム委員会に、20%をフェアトレードのサステナビリティマージンとして茶園に払うこと) また、この分割について明確に書類に示すこと。	生産者から分割した請求書を受領しているにもかかわらず、プレミアムの支払いが分割されていない。	プレミアムの支払いについて、一部の状況においてのみ、80%をフェアトレード・プレミアム委員会に、20%をフェアトレードのサステナビリティマージンとして茶園に払っている。また、この分割について、明確に書類に示していない。	プレミアムの支払いについて、80%をフェアトレード・プレミアム委員会に、20%をフェアトレードのサステナビリティマージンとして茶園に払っている。また、この分割について、明確に書類に示されている。		
Sports Balls 5.5.3	4.3.0.23	ペイヤー	Sports Balls	0	C	(ペイヤー) (スポーツボール) 認証事業者は、生産者からの請求があれば、Compliance Costs Compensation (適合のための経費の補填) として製品交渉価格の5%を上限に追加料金を支払うこと。	生産者からCompliance Costs Compensation (適合のための経費の補填) の要求があるにもかかわらず、追加料金が支払われない。		Compliance Costs Compensation (適合のための経費の補填) として、製品交渉価格の5%を上限に追加料金が支払われない。		
Fresh fruit 4.3.3 (SPO); Fresh fruit 5.4.10 (HL)	4.3.0.26	ペイヤー	Fresh Fruits	0	C	(ペイヤー) (生鮮果物) 生産者が同意する場合、各月の末日から15日(カレンダーデー)以内にカレンダー月の支払いを行うこと。	生産者と合意された書面がない。	生産者との合意された書面はあるが、商品代金とプレミアムの支払いが、月末より15日(カレンダーデー)以内になされていない。	生産者との合意された書面があり、商品代金とプレミアムの支払いは、月末より15日(カレンダーデー)以内になされている。		
4.4	タイトル					Access to Finance					



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



FAIRTRADE
INTERNATIONAL

NSF Checklist TC 9.4 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.4

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	Time	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
5.4.1, Cane sugar 5.6.1, Sports balls 5.4, Fresh fruit (SPO) 5.4.1, Fresh fruit (HL) 5.3.1, Fresh vegetables (HL) 5.3, Flowers and plants 5.3, Tea (HL) 5.2.1.	4.4.0.01	ペイヤー	All	0	M	(生産者からの最初の購入者)(サトウキビ糖、スポーツボール、ワイン用ぶどうを除く生産果物、生産野菜(HL)、花と植物には適用しない) 認証事業者は、フェアトレード契約の支払いに関し前払いを提供すること。または、第三者機関を通してなされるようにアレンジすること。 これは、生産者組織がメンバーから購入できることを可能にするためである。 しかし、以下の場合、本要求事項に従わなくてもよい —ハイリスクが証明されている(例: 契約の不履行のリスク、不払いのリスク、重要な品質問題のリスク) —生産者がこの前払いを検証可能な方法で辞退している —認証事業者が業務を行っている国において法的に認められてない	前払いがされていない、もしくは、第三者機関を通すようにアレンジされていない。	前払いについて、書面による合意があるが、不備がある。	前払いがされている、もしくは、第三者機関を通すようにアレンジされおり、前払いの金額は少なくとも60%であるか、国際フェアトレード基準に基づいている。 または、生産者がハイリスクであることが証明されている、または生産者が前払いを辞退した、または前払いが法律上認められていない。	すべてのフェアトレード取引において、前払いが積極的に行われている、もしくは、第三者機関を通してアレンジされている。かつ、前払いの価格が、国際フェアトレード基準に基づいている。	フェアトレード取引ごとに、前払いが積極的にされている、もしくは、第三者機関を通してアレンジされている。かつ、前払いの価格が、契約で定められた額とおなじである。
5.4.1	4.4.0.02	ペイヤー	All	0	M	(生産者からの最初の購入者)(サトウキビ糖、スポーツボール、ワイン用ぶどうを除く生産果物、生鮮野菜(HL)、花と植物、茶(HL)には適用しない) 認証事業者は、生産者に、前払いの申し出を辞退するように圧力をかけてはいけない。例えば、生産者が前払いの申し出を辞退する事を、契約を締結する条件にしてはならない。	生産者が、前払いの申し出を辞退するように圧力をかけられたという証拠がある。		生産者が、前払いの申し出を辞退するように圧力をかけられたという証拠がない。		
5.4.2, Coffee 5.3.1	4.4.0.03	ペイヤー	All	0	C	(生産者からの最初の購入者)(サトウキビ糖、スポーツボール、ワイン用ぶどうを除く生産果物、生鮮野菜(HL)、花と植物、茶(HL)には適用しない) 認証事業者が、直接前払いを行う場合、その認証事業者と生産者は、次の事項について書面により合意すること。 —産品別基準にて定められた前払いの額(最低でも契約価格の60%、SPOから購入した生鮮野菜の場合は最低40%以上、カカオの場合は最低割合を取り決めていない) —産品別基準に沿った前払いの期間 —金利の負担(該当する場合) —その他の負担(該当する場合) —品質問題又は製品の未出荷の場合の結果	前払いについて、書面による合意が無い。	前払いについて、書面による合意があるが、不備がある。	前払いについて、書面による合意がある。		前払いについて、完全な書面による合意がある。かつ、現地の貸金業者よりも良い条件である。または、前払いが産品基準のベストプラクティスガイダンスに沿って提供された。



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



FAIRTRADE
INTERNATIONAL

NSF Checklist TC 9.4 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.4

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	Time	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
5.4.2, Coffee 5.3.1 and Product standard clauses on Prefinance	4.4.0.04	ペイヤー	All	0	C	(生産者からの最初の購入者) (サトウキビ糖、スポーツボール、ワイン用ぶどうを除く生鮮果物、生鮮野菜 (HL)、花と植物、茶 (HL) には適用しない) 前払いは、実際に入手できるようになっていること。また、生産者になるべく早く提供されること。以下の製品については、遅くとも、以下に定められた期日以内になされること。 — (コーヒー) 製品出荷の 8 週間前まで — (豆類、蜂蜜、カカオ、ナッツ、シリアル、加工果物と野菜、繊維、ハーブとハーブティー、オイルシードと油性果物、サトウキビ糖、茶、わいん用のぶどう) 製品出荷 6 週間前 — (ドライフルーツの未決済契約の場合) 四半期、あるいは月の初めの 2 週間前	前払いが、規定された期間よりも遅くに払われている。		前払いが、規定された期間内に払われている。		前払いが、契約書に署名をしたすぐ後に支払われている (規定された期間内)。または、または、前払いが産品基準のベストプラクティスガイダンスに沿って提供された。
5.4.3	4.4.0.05	ペイヤー	All	0	C	(生産者からの最初の購入者) (サトウキビ糖、スポーツボール、ワイン用ぶどうを除く生鮮果物、生鮮野菜 (HL)、花と植物、茶 (HL) には適用しない) 生産者からの購買者が第三者の貸し手を経由して前払いのサポートをする場合、購買者は効率的なサポートを達成するために以下に示すような必要な行動をすべて行うこと： — 生産者のために貸し手に身元保証を行う — フェアトレードの契約が有効で、その契約が生産者に前払いを提供することの担保として使用可能であることを裏付ける — どのように契約の支払いがなされるか (生産者か、第三者の貸し手のいずれか) 生産者と合意する	効率的なサポートを達成するための行動が、なにも取られていない。	効率的なサポートを達成するための行動が取られたが、不適切である。	効率的なサポートを達成するための行動がすべて取られた。	効率的なサポートを達成するための行動がすべて取られた。かつ、購買者、生産者組織、第三の貸金業者との三者間の間に書面での合意がある。	効率的なサポートを達成するための行動がすべて取られた。かつ、購買者、生産者組織、第三の貸金業者との三者間の間に書面での合意がある。さらに、合意書には三者の署名がされている。
Tea (HL) 5.2.1	4.4.0.11	ペイヤー	Tea	0	C	(初めの購入者) (HL から調達された茶) 前払いは要求されていない。前払いを行う場合は、生産者と条件を交渉し、契約書に事前プレファイナンスの仕組みを盛り込むこと。プレファイナンスを提供する場合、交渉した条件を契約に含める (要件 4.1.2 トレーダー基準参照)。	前払いが提供される場合：契約条件に関する合意がない。		前払いが提供される場合：契約条件に関する合意がなされている。		
4.5		タイトル		Sourcing and Market Information for Planning							



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



FAIRTRADE
INTERNATIONAL

NSF Checklist TC 9.4 EN-GB

FLJ文書番号 : B-B07-S02 V4.4

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	Time	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
5.5.1	4.5.0.01	ペイヤー	ALL	0	C	(ペイヤー、コンベイヤー)(ワイン用ぶどうを除く生鮮果物をには適用されない) 認証事業者は、購入を計画している各々の生産者へ調達計画を提示すること。	調達計画を提示していない。	調達計画が提示されている。しかし、一部の生産者組織のみに提示された、もしくは口頭で伝えられたのみである。	すべての生産者組織に、書面で調達計画が提示された。	すべての生産者組織に、書面で調達計画が提示された。かつ、調達計画で示された購入量の50%以上に、拘束力のあるコミットメントを含んでいる。	すべての生産者組織に、書面で調達計画が提示された。かつ、調達計画で示された調達量の75%以上に、拘束力のあるコミットメントを含んでいる。
Product Standards on Sourcing Plans Cereals 4.5.1, Honey 4.3.1, Prepared and preserved fruit and vegetables (SPO) 4.1.1, Prepared and preserved fruit (HL) 5.2.3)	4.5.0.02	ペイヤー	Cereals,Fruit juice, Honey, Wine grapes	0	C	(ペイヤー、コンベイヤー)(フルーツジュース、ハチミツ、穀類、ワイン用ぶどう、金)最低でも12カ月間に及ぶ調達計画が存在すること。	調達計画で示されている期間が、12カ月以下である。		12カ月分の調達計画がある。		12カ月以上を超える調達計画がある。
Product Standards on Sourcing Plans (Cereals 4.5.1, Coffee 4.4.1., Fibre crops 4.1.1, Herbs, herbal teas and spices (SPO) 4.1.1, Herbs and herbal teas (HL) 5.2.1, Honey 4.3.1, Nuts 4.1.1, Oilseeds and oleaginous fruit	4.5.0.03	ペイヤー	Cereals, Coffee, Cotton, Dried Druit, Dried Vegetables,Fruit Juice, Herbs & Herbal Teas & Spices, Honey, Nuts, Oilseeds and Oleaginous fruit, Pulses, Wine grapes, Dried Banana	0	C	(ペイヤー、コンベイヤー)(ドライフルーツ、乾燥野菜、フルーツジュース、ハーブ、ハーブティーと香辛料、蜂蜜、ナッツ、オイルシードと油性果物、シリアル、豆類、ワイン用ぶどう、加工果物と加工野菜(乾燥バナナ)と、コーヒーの最初の購入者に適用)調達計画は、以前提出された調達計画の有効期限の最低でも3ヶ月前に、更新されていること。	調達計画が、前回の調達計画有効期限の3ヶ月前より後に更新されている。		調達計画は、遅くても、前回の調達計画有効期限の3ヶ月前に、更新されている。	調達計画は、前回の調達計画が期限切れになる3ヶ月前より早くに更新されている。	調達計画は、1年を通して、または収穫時期を通して、定期的に更新されている。
Fresh Fruit, Tea (SPO) 4.4.1 & Tea (HL) 5.1.1,	4.5.0.04	ペイヤー	Tea	0	C	(ペイヤー、コンベイヤー)(茶)最低でも四半期単位の調達計画が存在すること。	調達計画の期間は、四半期以下である。		四半期分の調達計画がある		四半期以上の調達計画がある。
Fresh Fruit 4.1.1, Veg SPO 4.1.1; Veg HL 5.1.1	4.5.0.05	ペイヤー	Fresh Vegetables	0	C	(ペイヤー、コンベイヤー)(野菜) 認証事業者は、各季節ごとの(季節の野菜の場合)調達計画か、四半期ごとの(一年中収穫できる野菜の場合)調達計画を提示すること。	いいえ		はい		
Fresh Fruit, Veg SPO 4.1.1; Veg HL 5.1.1, Tea (SPO) 4.4.1 & Tea (HL) 5.1.1	4.5.0.06	ペイヤー	Tea, Fresh Vegetables	0	C	(ペイヤー、コンベイヤー) (茶、根菜類を含むSPOからの生鮮野菜、Hired Labourからの生鮮野菜) 前回の調達計画の期限が切れる少なくとも2週間前に調達計画が更新されること。	調達計画が、前回の調達計画の有効期限の、2週間前より後に更新されている。		調達計画は、遅くても、前回の調達計画の有効期限の2週間前に、更新されている。		調達計画は、四半期を通して、定期的に更新されている。



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.4 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.4

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	Time	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Prepared and Preserved Fruit & Vegetables (SPO) 4.1.1 & Prepared	4.5.0.07	ペイヤー	Dried Fruit, Dried Vegetables, Dried Banana	0	C	(ペイヤー、コンベイヤー)(ドライフルーツ、乾燥野菜、乾燥バナナ)調達計画は、双方の合意のもとで、特定の期間にわたるものであること。	調達計画が、双方の合意のもと決められた期間に及んでいない。		調達計画が、双方の合意のもと決められた期間に及んでいる。		
Flowers and Plants 5.2.1	4.5.0.08	ペイヤー	Flowers, Plants	0	C	(ペイヤー、コンベイヤー)(花および植物)下記について明確に示した調達計画があること。 - 想定量 - 品質 - 価格 - 透明性のある支払い条件 - 国際的な商業用語を使用した納品条件 - 適用される裁判管轄に関する合意	書面の調達計画がない。		調達計画には、基準に記載されているすべての項目が含まれる。		
Flowers and Plants 5.1.1	4.5.0.09	ペイヤー	Flowers	0	C	(ペイヤー)(花および植物)(地域オークションには適用されない) 認証事業者は、「コア生産者」として特定した生産者から年間フェアトレード量の60%以上を購入する。調達計画は12ヶ月間(通年供給がある場合)をカバーし、総量と共にレトロ認証が可能な最大追加量を記述すること。	フェアトレード取引量の60%未満がコア生産者からのものである。		フェアトレード取引量の60%以上がコア的生产者からのものであり、かつ調達計画が12ヶ月間にわたるものであること。	ランク3に加え、調達計画が期限切れになる前に更新されている。	
Tea (SPO) 4.4.1 & Tea (HL) 5.1.1	4.5.0.13	ペイヤー	Tea	0	C	(最初の買い手)(茶)(認証の茶が、オークションを通して販売される場合に適用) -買い手は、四半期調達計画のもと、オークションで購入する旨を、生産者に知らせること。 -オークションから1週間以内に、買い手は、生産者に、フェアトレードに関するすべての支払いについて、包括的な報告すること。 -フェアトレードに関する全ての未払いの支払いは、四半期ごとになされること。	いいえ		はい		
5.5.2	4.5.0.14	ペイヤー、製造、卸	ALL	0	V	すべての認証事業者は、直近の供給者(サプライヤー)に対して、調達計画を提示すること。	直近の供給者(サプライヤー)に、調達計画を提示していない。	一部の直近の供給者(サプライヤー)にのみ調達計画が提示されている、もしくは、口頭で伝えられただけである。	すべての直近の供給者(サプライヤー)に、書面にて調達計画が提示されている。	すべての直近の供給者(サプライヤー)に、書面にて調達計画が提示されている。かつ、調達計画で示された調達量の50%以上に、拘束力のある約束を含む。	すべての直近のバイヤーに、書面で調達計画が提示された。かつ、調達計画で示された調達量の75%以上に、拘束力のある約束を含む。
Tea (SPO) 4.5.1 & Tea (HL) 5.4.1	4.5.0.16	ペイヤー	Tea (Retro Certification)	0	C	(ペイヤー、コンベイヤー)(茶)(レトロ認証の場合適用) 認証事業者は、最初のレトロ認証茶を開始する前に、FLJにレトロ認証を行う意思を通知うすること。	いいえ		はい		



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



FAIRTRADE
INTERNATIONAL

NSF Checklist TC 9.4 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.4

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	Time	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Tea (SPO) 4.5.2 & Tea (HL) 5.4.2	4.5.0.17	ペイヤー	Tea (Retro Certification)	0	C	(ペイヤー、ペイヤー)(茶)(レトロ認証の場合適用) 最初の請求価格が、その国・地域のフェアトレード最低価格を下回っていた場合、その差額をフェアトレード・プレミアムとともに支払うこと。	いいえ		はい		
Tea (SPO) 4.5.2 & Tea (HL) 5.4.2	4.5.0.18	ペイヤー	Tea (Retro Certification)	0	C	(ペイヤー)(茶)(レトロ認証の場合適用) 茶のレトロ認証を行う前に、要求された重量を承認するために、署名およびコード化されたRetro Advice noteを認証生産者に送付すること。 Retro Advice noteには、Retro Advice フォーム(ガイダンスを参照)に記載されているすべての必要な情報が含まれていること。 2つの事業者間の各Retro Advice noteには、以下のよう に連続した番号を付けること。 取引業者名とID/生産者名とID/取引年/取引番号(例は、ガイダンスを参照のこと) このコードは、特定のレトロに関連するすべての書類と銀行振込に引用すること。 生産者がRetro Advice noteに署名した日が「宣言」日となり、その日をもって レトロ認証された数量がフェアトレード認証茶となる。 茶葉を梱包し、販売する前に、署名されたRetro Advice noteを必ず受領すること。 また、最初の買い手でない場合は、この取引を輸出業者に伝え、輸出業者が追加価格とプレミアムを伝える責任を負うという確認書を受け取ること。	レトロ認証事前通知書がない、又は不備がある。もしくは、レトロ認証事前通知書に双方の署名がされる前に茶をフェアトレード認証にした。もしくは、レトロ認証事前通知書のコピーを、retro.tea@fairtrade.netに5日(就業日)以内に送っていない。		レトロ認証事前通知書が完全である。かつ、レトロ認証事前通知書に双方の署名がされたあとに茶をフェアトレード認証にした。さらに、レトロ認証事前通知書のコピーを、retro.tea@fairtrade.netに5日(就業日)以内に送ったい。		
Tea (SPO) 4.5.1 & Tea (HL) 5.4.1	4.5.0.20	ペイヤー	Tea (Retro Certification)	0	C	(ペイヤー)(茶)(レトロ認証の場合適用) CTCアフリカ茶の場合、最初の請求書に記載された購入量の30%まで、特定のフェアトレード認証生産者からレトロ認証を受けることができます。遡及申告できるのは、最初の購入請求書の月から3ヶ月後まで。	購入した量のうち30%以上をレトロ認証にした。もしくは、請求書の日付から遡って3カ月以上たった後にレトロ認証にした。		購入した量のうち最大30%をレトロ認証にした。また、請求書の日付から遡って3カ月以内にレトロ認証にした。		



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



FAIRTRADE
INTERNATIONAL

NSF Checklist TC 9.4 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V4.4

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	Time	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Tea (SPO) 4.5.1 & Tea (HL) 5.4.1	4.5.0.21	ペイヤー	Tea (Retro Certification)	0	C	(ペイヤー、コンベイヤー)(茶)(レトロ認証の場合適用) オーソドックス茶葉とアフリカ産以外のCTC茶葉については、最初の請求書に記載された購入量の100%まで、特定のフェアトレード認証生産者からレトロ認証を受けることができる。レトロ認証申告できるのは、最初の購入請求書の月から6ヶ月後まで。	請求書の日付から遡って6カ月以上経ったあとに、レトロ認証にした。		請求書の日付から遡って6カ月以内に、レトロ認証にした。		
Tea (SPO) 4.5.2 & Tea (HL) 5.4.2	4.5.0.22	ペイヤー、製造、卸	Tea	0	C	(ペイヤー)(茶) 最初の買い手でない場合は、この取引を輸出者に通知し、輸出者が追加価格とレトロ認証された数量のプレミアムの伝える責任を負うことの確認を受けとること。	フェアトレード支払者とコンベイヤーの間に書面による合意が無い。		フェアトレード支払者とコンベイヤーの間に、書面による合意がある。		
Fibre crops 4.1.2	4.5.0.29	ペイヤー	Cotton	0	C	(ペイヤー)(コットン) 認証事業者が、シードコットンを認証のものとして購入する場合、または、フェアトレード認証製品として売場合は、以下の条件を満たすこと。 - シードコットンはフェアトレードのものとして生産されていること - 買い手は、販売から15日(カレンダーデー)以内に供給生産者(SPOかPEB)に報告すること - 買い手は、各供給生産者に、フェアトレードとして売ったシードコットンの量、価格調整(該当する場合、市場価格とフェアトレード価格の差異)、フェアトレード・プレミアムの支払い期日を報告すること - 認証事業者は、コットンの産品別基準4.3.4項に従ってプレミアムと調整された製品価格を生産者に支払っていること。 - 認証事業者が、特定の割合のシードコットンをフェアトレードとして販売している場合、プレミアムと価格の調整額(該当する場合のみ)の支払い額は、各生産者から購入した量に応じて計算されること。 - 二番めの購入者が、特定の生産者のコットンを要求した場合、フェアトレード価格とプレミアムはその生産者へ支払われること。	いいえ		はい		
FLOCERT Requirement	4.5.0.30	ペイヤー	Cocoa from Ghana	0	C	(カカオ)(ガーナからのカカオ) 認証事業者は、書面にて認証カカオ豆をガーナのCOCOBODから調達する意思があることを認証機関に通知していなければならない。	No		Yes		



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.4 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V4.4

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	Time	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Fairtrade Standard for Cocoa Explanatory note	4.5.0.31	ペイヤー	Cocoa from Ghana	0	C	(ペイヤー) (ガーナ産カカオ) COCOBOD / CMC を通じてカカオ豆を供給する生産者団体とフェアトレード認証製品の覚書 / 購入契約を締結すること。契約書 / MoU は業界の規定に従っており、最低限以下のことが明記されていること: - 合意された数量 - 品質仕様 - 支払われるフェアトレード・プレミアムの金額(価格とは別に表示されること) - 誰が生産者団体にフェアトレード・プレミアム(および該当する場合はフェアトレード最低価格の差額)を支払う責任があるか: i. 支払いは、フェアトレードのペイヤーが生産者団体に直接行うことができ、遅くともカカオの 所有権を移転する書類を受け取ってから 15 日以内に行わなければならない。 ii. 支払いはカカオ・マーケティング・カンパニー(CMC)を経由して間接的に行うことができ、フェアトレードペイヤーからの支払い受領後 15 日以内とする。 直接・間接いずれの支払いにおいても、生産者団体はフェアトレード・プレミアム(および該当する場合はフェアトレード最低価格差)を全額受領すること。割引は認められない。 - 透明性があり、追跡可能でなければならない。 - 国際フェアトレード認証製品基準に従った支払条件と、該当する場合は前金額。 - 不可抗力」の定義または言及 - 適用される管轄権に関する合意 - 紛争を解決するための代替的紛争解決メカニズム	いいえ		はい		
FLOCERT Requirement	4.5.0.32	ペイヤー	Sugar	0	C	(ペイヤー、コンベイヤー) (サトウキビ糖) (レトロ認証の場合適用) フェアトレードペイヤーや輸出業者が、製品の生産元を確認できるよう根拠書類を保持していれば、副次的な製品や派生品は、レトロ認証できる。	製品の生産元を確認できるよう根拠書類を保持してないにも関わらず、副次的な製品や派生品がレトロ認証されている。		製品の生産元を確認できるよう根拠書類を保持しており、副次的な製品や派生品がレトロ認証されている。		



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



FAIRTRADE
INTERNATIONAL

NSF Checklist TC 9.4 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V4.4

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	Time	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Cocoa 4.5.1	4.5.0.35	ペイヤー	Cocoa	0	C	(カカオ)(ペイヤー、コンベイヤー) 生産者(または該当する場合はコンベイヤー)調達計画を提供すること。調達計画は、 - 各収穫毎の計画を提示し、 - カカオ取引シーズンの1ヶ月前に最低1ヶ月前に提供され、 - 少なくとも毎年更新されること。	調達契約が提出されていない。	調達計画が要求事項に沿っていない。	調達計画が要求事項に沿って提出されている。		
Fresh Fruit 4.5.15 (SPO) & FF 5.5.15 (HL)	4.5.0.36	ペイヤー、製造、卸	Fresh Fruit, Banana	0	C	(輸入者)(バナナを含む生鮮果物) (レトロ認証が適用される場合) 輸入者は、認証ラベルの貼付されていない生鮮果物に対してのみレトロ認証が適用され、レトロ認証された生鮮果物はライセンスに代わって認証事業者によって認証ラベルが貼付されることを確認すること。	いいえ		はい		
Fresh fruit (SPO) 4.5.16 & 5.5.16 (HL)	4.5.0.37	ペイヤー、製造、卸	Fresh Fruit, Banana	0	C	(輸入者)(バナナを含む生鮮果物) (レトロ認証が適用される場合) 輸入者は、レトロ認証の取引後5営業日以内に生産者、輸出組織(該当する場合)にレトロ認証の適用を通知すること。	生産者、輸出組織に情報が通知されていない。	情報は通知されたが、5営業日以内ではない、または(かつ)、輸出組織から書面で確認書を受領していない。	情報が5日営業日以内に通知され、かつ輸出組織から書面で確認書を受領している。		
Fresh fruit (SPO) 4.5.15/16 & 5.5.16 (HL)	4.5.0.38	ペイヤー、製造、卸	Fresh Fruit, Banana	0	C	(輸入者)(バナナを含む生鮮果物) (レトロ認証が適用される場合) 認証事業者は フェアトレード プレミアムとフェアトレード価格の調整額を生産者または輸出組織に、認証製品として販売した15日(カレンダーデー)以内に支払うこと。 生産者からの 最初のバイヤーでなければ、輸出組織がレトロ認証果物の追加価格とプレミアムをペイヤーに代わって送金する責任があることを確認する、輸出業者からの書面があること。	商品代金、プレミアムの調整額が支払われていない、または輸出組織が生産者へ調整額を送金する責任を負うことを確認できる書面がない。	商品代金とプレミアムの調整額は支払われていたが、金額が正しくない。	商品代金とプレミアムの調整額が正しく支払われていた。または、輸出組織が生産者へ調整額を送金する責任を負うことを確認できる書面がある。		ランク3に加え、輸出組織によって調整額の支払いがなされたことを示す証拠書類がある。



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



FAIRTRADE
INTERNATIONAL

NSF Checklist TC 9.4 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.4

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	Time	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Fresh fruit (SPO) 4.5.17 & 5.5.17 (HL)	4.5.0.39	ペイヤー、製造、卸	Fresh Fruit, Banana	0	C	(輸入者)(バナナを含む生鮮果物) (レトロ認証が適用される場合) レトロ認証の取引をする際には、以下の記録を残すこと。 －生産者組織から生鮮果物を購入した日 - 取引の特定 - コンテナ・積み荷情報 - 売り手と買い手の特定 - レトロ認証を適用する生鮮果物の量 - プレミアム金額 - 商品代金の調整額(該当する場合) - 生産者へ調整額を支払う/送金する責任者	記録がない	すべての項目に関する記録がない。	完全な記録がある。		



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



FAIRTRADE
INTERNATIONAL

NSF Checklist TC 9.4 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V4.4

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	Time	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Tea (SPO) 4.4.2	4.5.0.42	ペイヤー	Tea	0	C	(茶) (緑茶葉を購入・加工する組織) 緑茶葉を購入する場合、以下の条件を満たせば、フェアトレードとして購入し、加工・販売することができる。 - フェアトレードで生産された緑茶葉であること。 - フェアトレード価格、プレミアムコンベイヤーであり、あなたの組織から購入するそしきがフェアトレード最低価格・プレミアムのペイヤーであること。また、あなたと生産者の間で締結された契約にそのことが記載されていること。 - フェアトレード対象茶葉を少なくとも市場価格で購入し、所有権移転後7日以内に生産者に支払うこと。生産者にとって有益であり、かつ契約で合意されたものであれば、いかなる代替措置も可能である。 - 加工・製造された茶葉がフェアトレードとして販売された場合、供給元の各生産者にフェアトレード対象茶葉のフェアトレード販売量を速やかに) 通知する(バイヤーと販売契約を締結してから7日以内)。 - 価格ディフェレンシャル(該当する場合) 及びフェアトレード・プレミアムをペイヤーから支払いを受けてから 15 日以内に生産者に支払うこと(要件 4.3.4 参照)。 総量の何割かをフェアトレード対象茶葉として販売する場合、この割合は各生産者の供給量に適用され、プレミアムと価格差(該当する場合)は比例配分で計算される。セカンドバイヤー(加工茶・製茶の買い手)が特定の生産者の茶葉を書面で要求した場合、フェアトレード価格とプレミアム、調整額はその特定の生産者に支払うこと。	Conditions are not met OR no payment of Fairtrade Premium and price adjustment on a pro rata basis (if applicable)		Conditions are met AND payment of Fairtrade Premium and price adjustment on a pro rata basis (if applicable)		
Cocoa 4.5.3	4.5.0.44	ペイヤー	Cocoa	0	C	(2023 年 7 月 1 日から適用) (カカオ) (ペイヤー、コンベイヤー) 共有されている、フェアトレード・カカオの購入量を供給する生産者に割り当てるための文書化された手順を有している。その文書には、購入決定に関連する原則および/または条件が含まれていること。また、カカオの購入シーズンの初めに、その文書を生産者と共有していること。	手順が定められていない。	手順はあるが文書化されて いない、または一般に公開 されていない、またはカカ オの買い付けシーズンの 初めに生産者と共有されて いない。	手順は文書化され、一般に 公開され、カカオの買い付 けシーズンの始めに生産 者と共有されている。		



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



FAIRTRADE
INTERNATIONAL

NSF Checklist TC 9.4 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V4.4

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	Time	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Flowers and Plants 5.6.1	4.5.0.45	ペイヤー	Flowers, Plants	0	C	(花と植物) (2024 年 1 月 1 日より適用) (ペイヤー) (レトロ認証の場合適用) 以下の条件を遵守していること: - フェアトレード生産者からの花、植物であること。 - 正しい購入価格 (フェアトレード価格が非フェアトレード価格と異なる場合) にフェアトレード・プレミアムを上乗せして支払っていること。	条件が満たされていない		条件が満たされている		
Flowers and Plants 5.6.3	4.5.0.46	ペイヤー	Flowers, Plants	0	C	(花と植物) (2024 年 1 月 1 日より適用) (レトロ認証の場合に適用) 追加価格/プレミアムの請求書を発行できるよう、レトロ認証を適用した場合は毎週生産者に通知すること。認証機関による監査のために、レトロ認証の売上の月ごとの記録を保管すること。	生産者に通知されていないか、レトロ認証の販売量の報告がない。	生産者には通知されているが、毎週ではなく、それらの販売量が報告されていない。	生産者には毎週レトロ認証が通知され、事業者はそれらの販売量の概要を把握し、Fairtracelにて報告されている。		
Flowers and Plants 5.6.2	4.5.0.47	ペイヤー	Flowers, Plants	0	C	(花と植物) (2024 年 1 月 1 日より適用) (レトロ認証の場合に適用) レトロ認証を開始する前に、FLOCERT にその意思を伝え、生産者が花のレトロ認証を受ける意思があることを示すこと。	いいえ		はい		
Flowers and Plants 5.6.2	4.5.0.48	ペイヤー	Flowers, Plants	0	C	(花と植物) (2024 年 1 月 1 日より適用) (レトロ認証の場合に適用) 四半期 (1 月 ~ 3 月、4 月 ~ 6 月、7 月 ~ 9 月、10 月 ~ 12 月) にフェアトレードの購入額の 25% を超える金額の製品をレトロ認証していないこと。 ブーケ用の花は、配達後 7 日以内であれば、過去にさかのぼってフェアトレードとして申告することができる。	四半期の販売額の 25% 以上がレトロ認証されたか、納品後 7 日以内にレトロ認証が適用されていた。		四半期の販売額の最大 25% がレトロ認定され、納品後 7 日以内にレトロ認証が適用された。		



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



FAIRTRADE
INTERNATIONAL

NSF Checklist TC 9.4 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V4.4

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	Time	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Flowers and Plants 5.6.2	4.5.0.49	ペイヤー	Flowers, Plants	0	C	(花と植物)(2024年1月1日より適用)(レトロ認証の場合に適用)月単位で下記項目について明確に記録すること。 - フェアトレードの花と植物の総販売額。 - レトロ認証された花と植物、およびこれらが由来する生産者の内訳。 - レトロ認証された花と植物のプレミアム金額と支払われた Fairtrade Premium Committeeへの内訳。	記録がない。	記録はあるが完全ではない。	記録は月ごとにされており、不備がない。		
Product Standards on Sourcing Plans (Coffee 4.4.1, Fibre crops 4.1.1, Herbs, herbal teas and spices (SPO) 4.1.1, Herbs and herbal teas (HL) 5.2.1, Nuts	4.5.0.50	ペイヤー	Coffee, Cotton, Herbs, herbal teas and spices, Nuts, Oilseeds oleaginous fruit, Pulses			(コットン、ハーブ・ハーブティー&スパイス、ナッツ、オイルシード、油脂果実、豆類のファーストバイヤーおよびコンペイヤー、コーヒーのファーストバイヤー)調達計画は各収穫期をカバーしている。	調達計画は各収穫期をカバーしていない。		調達計画は各収穫期をカバーしている。		
	4.6	タイトル				Sharing Risks					
5.6.1	4.6.0.01	ペイヤー	ALL	0	C	(生産者からの最初の購入者)品質に関するクレームは、すべての詳細を書面に記すこと。そして、判明次第できるだけすみやかに生産者と連絡をとること。	品質に関するクレームについて、すべての詳細を書面に記していない。もしくは、判明した後すぐに生産者と連絡をとっていない。		品質に関するクレームについて、すべての詳細を書面に記している。さらに、判明次第できるだけすみやかに生産者に連絡している。		品質に関するクレームについて、すべての詳細を書面に記録している。さらに、判明次第できるだけすみやかに生産者に連絡している。かつ、生産者の責任を越える範囲で発生した品質問題は、品質の苦情を出さない。さらに、その品質問題について、生産者は責任を負わない。
5.6.1	4.6.0.02	ペイヤー	ALL	0	C	(生産者からの最初の購入者)生産者の責任範囲を超えて発生した品質問題に対して、品質の苦情を出してはいけない。	生産者の責任範囲を超えて発生した品質問題に対して、品質の苦情を出している。		生産者の責任範囲を超えて発生した品質問題に対して、品質の苦情を出していない。		



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



FAIRTRADE
INTERNATIONAL

NSF Checklist TC 9.4 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V4.4

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	Time	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Fresh fruit 4.5.2, 4.5.3, 4.5.4 (SPO) & 5.5.2, 5.5.3, 5.5.4 (HL)	4.6.0.03	ペイヤー、製造、卸	Banana, Fresh Fruit	0	C	(生鮮果物、バナナを含む)(品質クレームを発行した場合のみ適用) 輸送された生鮮果物が合意された品質基準を満たしていない場合、品質に対するクレームは、以下のいずれかでなされること: ・(輸入者)仕向港でリリースされてから2営業日以内 ・(熟成者)果物の領収書を受け取ってから8営業日以内。 ただし、仕向港に果物が到着してから15日(カレンダーデー)まで。 ・(輸入組織や他の認証事業者から購入するトレーダー)生鮮果物を受け取ってから2営業日以内、ただし仕向港に生鮮果物が到着してから30日(カレンダー)まで。	いいえ		はい		
Fresh fruit 4.5.5 (SPO) & 5.5.5 (HL)	4.6.0.04	ペイヤー、製造、卸	Banana, Fresh Fruit	0	C	(生鮮果物、バナナを含む)(品質クレームを受領した場合のみ適用) 品質のクレームに関しあなたの組織が責任をとる組織に該当しない場合、またはあなたの組織で品質クレームを取り扱わない場合、、36時間以内に関連するサプライチェーンの組織に品質クレームを伝達すること。(週末と公休日は除く)	いいえ		はい		
Fresh Fruit 4.5.8 (SPO) & Fresh Fruit 5.5.8 (HL)	4.6.0.05	ペイヤー、製造、卸	Banana, Fresh Fruit	0	C	(生鮮果物、バナナを含む)(品質クレームをした場合にのみ適用) 売り手が品質クレームを受領した後5日以内に、カウンター品質検査を実施すること。	いいえ		はい		
Fresh Fruit 4.5.1 (SPO) & 5.5.1 (HL)	4.6.0.06	ペイヤー、製造、卸	Banana, Fresh Fruit	0	C	(生鮮果物、バナナを含む)(品質クレームをした場合にのみ適用) 品質に関するクレームは、最低以下の情報を含んでいること: ・輸送に関する詳細なデータ(積み荷の日付、船の名前、フェアトレード認証製品の総量(ボックス数、、重量)、仕向港、あればコンテナを特定する情報) ・欠陥を写した写真、影響のあったパレットのすべてのコード、品質問題(1つのパレット、コンテナにつき何箱のボックスが影響を受けたのか等)の説明	いいえ		はい		



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



FAIRTRADE
INTERNATIONAL

NSF Checklist TC 9.4 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V4.4

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	Time	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Fresh Fruit (SPO) 4.5.7 & (HL) 5.5.7	4.6.0.07	ペイヤー、製造、卸	Banana, Fresh Fruit	0	C	(生鮮果物、バナナを含む)(品質クレームを受領した場合のみ適用) 生鮮果物の返品(辞退)を承諾しない場合、認可された測定士によるカウンター検査を手配することを、品質クレームを受けた後2営業日以内に書面で買い手(または ripener)に通知すること。バイヤーと特定の合意がない場合には、カウンター検査の費用はクレームを受領した認証事業者が支払うこと。	バイヤーに通知されてない。	バイヤーに通知されたが、2営業日以内ではなかった。	バイヤーに2営業日以内に通知されている。		
Fresh Fruit 4.5.10 (SPO) & Fresh Fruit 5.5.10 (HL)	4.6.0.08	ペイヤー、製造、卸	Banana, Fresh Fruit	0	C	(生鮮果物、バナナを含む)(ペイヤー)(輸入組織)(shortfalls in ordersのため、積み荷の一部がフェアトレードとして販売できない場合に適用) 積み荷重量の最大10%を超えて非フェトレード条件を適用してはいけない。	各出荷量の10%を超えて非フェアトレード条件を適用している、またはshortfalls in ordersが原因で、非フェアトレード条件が適用されたことが判断できない。		shortfalls in ordersを理由に、各出荷量の最大10%を上限として非フェアトレード条件を適用しており、この割合を超えるshortfalls に対する任意の財政上の損失を想定している。		
Fresh Fruit 4.5.11 (SPO) & Fresh Fruit 5.5.11 (HL)	4.6.0.09	ペイヤー、製造、卸	Banana, Fresh Fruit	0	C	(生鮮果物、バナナ)(ペイヤー)(輸入組織)(Shortfalls in orders、または品質問題があった場合のみ適用する) Shorfalls in sales、または品質クレームのために、非認証フルーツとして販売する場合、すべての取引の書類には「non-Fairtrade」(非フェアトレード認証)として取り扱われたことがわかるように記載すること。「フェアトレード」の参照が書類から削除できない場合 には、製品が非認証条件で販売されたことを文書で残すこと。	フェアトレードの参照が削除されておらず、生鮮果物はフェアトレード条件で販売されていた。		フェアトレードの参照がすべての書類から削除されている。または、非認証条件として販売されたことを示す免責文書(disclaimer)がある。		
Fresh Fruit 4.5.11 (SPO) & FF 5.5.11 (HL)	4.6.0.10	ペイヤー	Banana, Fresh Fruit	0	C	(生鮮果物、バナナを含む)(ペイヤー)(輸入組織) 非フェアトレード条件で購入された認証ラベルが貼付された果物、つまりShortfallsなどの理由で 非認証果物として変更された果物は、認証果物を取り扱っている顧客に販売しないこと。(例: 小売業者など)	いいえ		はい		
Honey 4.4.1	4.6.0.11	ペイヤー、製造、卸	Honey	0	V	(はちみつ)気候変動に関連するリスクを軽減させるためのサポートを生産者に行っている。	気候変動に関するリスクを軽減させるサポートを行っていない。	不定期なサポートを行っているが、リスクを緩和するには不十分である。	ある程度の気候変動に関するリスクを軽減させるサポートが実施された。		気候変動に関するリスクを軽減させる定期的なサポートが実施されている、またトレーニングや他のサポートが記録されている。



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



FAIRTRADE
INTERNATIONAL

NSF Checklist TC 9.4 EN-GB

FLJ文書番号 : B-B07-S02 V4.4

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	Time	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Fresh fruit 4.5.6 (SPO) & Fresh fruit 5.5.6 (HL)	4.6.0.12	ペイヤー、製造、卸	Banana, Fresh Fruit	0	C	(生鮮果物、バナナを含む)(生産者への品質クレームを発行した場合に適用する) 生産者が品質問題の責任をとることを承諾した場合、認証事業者は以下のコストのみを請求すること。 ・果物とパッケージ(FOBブライズ)の代金 ・輸送費(仕向港まで) ・輸送する際にすでに支払われた輸入にかかる税 請求されるコストは、透明性を証明できなければならず、為替レートは原産国で船積みした日のレートが適用される。	生産者への請求金額の透明性を示す証拠がない、または(かつ)、生産者から品質の問題を承諾したという証拠がない。		生産者によって品質クレームが承諾された証拠があり、請求金額の透明性を示す証拠がある。		
Fresh Fruit 4.5.9 (SPO, HL)	4.6.0.13	ペイヤー、製造、卸	Banana, Fresh Fruit	0	C	(生鮮果物、バナナを含む)(品質クレームが生じた場合に適用) 生鮮果物の品質に関する任意の紛争を和解する究極の根拠として、認定をうけた独立性のある測量師による検査結果を受けれること。	いいえ		はい		
Fresh fruit 4.5.13 (SPO) & Fresh fruit 5.5.13 (HL)	4.6.0.14	ペイヤー、製造、卸	Banana, Fresh Fruit	0	C	(輸入者)(生鮮果物、バナナを含む)(輸入組織)(Shortfalls や品質クレームが生じた場合のみ適用) 輸入組織は、生鮮果物が仕向港に到着してから6週間以内に生産者を含むサプライチェーンのすべての認証事業者には、理由(品質クレーム又は、Shortfalls)とともに、非認証果物として販売することを通知すること。	サプライチェーンの認証事業者に連絡されてない。	サプライチェーンの認証事業者に連絡されていたが仕向港に到着してから6週間以内ではなかった。	認証事業者には、理由とともにオンタイムで通知されていた。		
Fresh fruit 4.5.14 (SPO) & Fresh fruit 5.5.14 (HL)	4.6.0.15	ペイヤー、製造、卸	Banana, Fresh Fruit	0	C	(生鮮果物、バナナを含む)(輸入者)(非認証製品としての販売が生じた場合) 認証製品であった果物が非認証製品として販売されることがあった場合、仕向港に到着後6週間以内に都度認証機関に連絡をすること。品質クレームの場合は、生産者に請求する金額を含めて連絡すること。	認証機関に非認証製品としての販売実績があったことや、品質クレームの連絡がなされていない。		認証機関に報告がなされて、クレームの内容が承認された。(品質クレームの場合)		



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



FAIRTRADE
INTERNATIONAL

NSF Checklist TC 9.4 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.4

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	Time	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Coffee 4.5.1	4.6.0.16	ペイヤー	ALL	0	C	(ペイヤー、コンベイヤー)(コーヒー)(2021年7月15日より前にフェアトレード認証を取得または申請したペイヤーおよびコンベアの場合、2022年1月15日時点で締結された契約にのみ適用される) 生産者団体と合意した固定価格契約(ジャン決め価格契約)において、、コーヒーを供給する生産者にヘッジ費用を課してはいけない。	ヘッジ費用が生産者に課されている兆候がある。		ヘッジ費用が生産者に課されていない兆候がない。		
4.7 タイトル											
Cocoa 4.1.2	4.7.0.04	ペイヤー、製造、卸	Cocoa	0	C	Capacity Building (カカオ) (トレーニングなどのサポートを生産者組織に提供している場合に提供される) 提供されるサービスのすべての利用規約(手数料を含む)について、生産者組織と書面で事前に同意している。	生産者との間で、提供されるサービスの条件に関して、書面による合意がなされていない。		サービスの利用条件に関して、書面による合意がある。		
Cocoa 4.1.2	4.7.0.05	ペイヤー、製造、卸	Cocoa	0	C	(カカオ) (トレーニングなどのサポートを生産者組織に提供している場合に提供される) 生産者にサービスと料金を受け入れるよう圧力をかけることをしていない。購入の条件にもしていないこと。	生産者はサポートの申し出を受け入れるよう圧力をかけられている。		生産者に圧力をかけることはしていない。		
4.8 タイトル											
5.8.1	4.8.0.01	ペイヤー、製造、卸、ライセンシー	ALL	0	M	Trading with Integrity 認証事業には、生産者または他のトレーダーの能力を明らかに損なう不正な慣行に従事している、またはサプライヤーがフェアトレード基準を順守することを困難にするような競争または取引条件を強制している、といった兆候がない。	トレーダーによる不正な取引が明らかである。	監査において、不正な取引の事例があることが明らかにされた。	不正な取引が行われたという明確な事実がない。		不正な取引があったという事実がない。かつ、不正取引の禁止が、企業の法令等遵守方針の重要項目として指定されている。
Fibre Crops 2.4.1, 2.4.2	4.8.0.10	ペイヤー、製造、卸	Cotton	0	C	(コットン) (フェアトレード調達制度(FSI)の傘下でのみ動く紡績会社は適用しない) 認証業者と製造委託組織は、コットン産品基準に定義されたILO条約を順守する努力を示す有効な"Social Indicator"を持っていること。	Social Indicatorがない。	有効なSocial Indicatorがない。	有効なSocial Indicatorがある。		



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



FAIRTRADE
INTERNATIONAL

NSF Checklist TC 9.4 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.4

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	Time	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Standard interpretation for 5.8.1, Coffee 5.1.3	4.8.0.11	ペイヤー、製造、卸	Coffee, Fruit Juice, Cocoa	0	C	(カカオ、オレンジジュース、コーヒー生豆の売買に適用) フェアトレード最低価格、プレミアム、オーガニックの上乗せ価格(該当する場合)以下で認証原料を売買してはならない。	フェアトレード最低価格、プレミアム、オーガニックの上乗せ価格(該当する場合)以下で認証原料(製品)の売買が通常に行われている。	フェアトレード最低価格、プレミアム、オーガニックの上乗せ価格(該当する場合)以下で認証原料(製品)の売買がなされたことがあった。	フェアトレード最低価格、プレミアム、オーガニックの上乗せ価格(該当する場合)以下での認証原料(製品)の売買が確認されなかった。		ランク3に加え、フェアトレード最低価格、プレミアム、オーガニックの上乗せ価格(該当する場合)以下で認証原料(製品)の売買を禁止する事が、認証事業者のコンプライアンスポリシーに不可欠な部分として取り決められている。
Fresh fruit 4.5.12 (SPO) & Fresh fruit 5.5.12 (HL)	4.8.0.12	ペイヤー、製造、卸	Fresh Fruit, Banana	0	C	(輸入者)(生鮮果物)Shortfalls in sales を理由に、非認証として取引された製品に、認証ラベルを貼付して認証事業者、非認証事業者に販売している事実が確認できない。	そのようなことが、習慣として行われている。	そのようなことがまれに起こっていた。	そのような事実は確認できない。		
Standard Interpretation for 5.8.1	4.8.0.14	ペイヤー、製造、卸	Cocoa	0	C	(カカオ)(ガーナ、コートジボワール)(カカオ豆を売買する場合にのみ該当)各カカオシーズンに該当するフェアトレード最低価格との差を顧客に請求する場合は、同じフェアトレード最低価格との差で生産者組織からカカオ豆を購入したことを証明すること。	顧客に請求するフェアトレード最低価格との差と、生産者組織に支払った最低価格との差を裏付ける証拠がない。		顧客に請求するフェアトレード最低価格との差と、生産者組織に支払った最低価格との差を裏付ける証拠がある。		カカオ豆が生産者団体からいつ購入されたか(例えば各カカオシーズンに適用されるフェアトレード最低価格との差を含め、カカオシーズンごとに購入された合計数量)、およびこれが特定の期間中にカカオの価格にどのように影響するかを記載した、明確な価格決定方針が顧客との間に取り決められている。



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



FAIRTRADE
INTERNATIONAL

NSF Checklist TC 9.4 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.4

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	Time	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
5.8.1	4.8.0.15	ペイヤー、製造、卸	Cocoa	0	C	(カカオ)(コートジボワールまたはガーナからサプライヤー経由でカカオ豆を購入する場合にのみ適用) 各カカオシーズンに該当するフェアトレード最低価格との差を顧客に請求する場合は、同じフェアトレード最低価格との差で生産者組織からカカオ豆を購入したことを証明すること。	No evidence available to link Fairtrade minimum price differential charged to customers to Fairtrade minimum price differential paid to supplier.		Evidence available to link Fairtrade minimum price differential charged to customers to Fairtrade minimum price differential paid to supplier.		You have a Transparent Pricing Policy with your customers which details when the cocoa beans were purchased from suppliers (e.g. total volumes purchased per cocoa season with the applicable Fairtrade minimum price differential for each cocoa season), and how this impacts the prices of the cocoa beans or semi-finished cocoa products being charged during a particular time period.
5.8.1	4.8.0.16	ペイヤー、製造、卸	Cocoa	0	C	(カカオ)(コートジボワールまたはガーナからサプライヤー経由でカカオ豆を購入する場合にのみ適用)認証事業者はそれぞれのカカオシーズンに適用されるフェアトレードの最低価格の差額の支払いを拒否することで、サプライヤーに圧力をかけてはならない。	Evidence available that customer refused to pay the applicable Fairtrade minimum price differential for the respective cocoa season.		No evidence available that customer refused to pay the applicable Fairtrade minimum price differential for the respective cocoa season.		
Coffee 4.6.1	4.8.0.17	ペイヤー	Coffee	0	C	(ペイヤー、コンペイヤー)(コーヒー) 生産者組織が、非認証製品を割引価格で販売することを条件に、生産者団体からフェアトレード認証製品を購入してはならない。	生産者団体が非認証製品を割引価格で販売することを条件に、生産者団体からフェアトレード認証製品を購入している。		生産者団体が非認証製品を割引価格で販売することを条件に、生産者団体からフェアトレード認証製品を購入した事実がない。		
4.9		タイトル		Auction sales							



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



FAIRTRADE
INTERNATIONAL

NSF Checklist TC 9.4 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.4

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	Time	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Flowers 5.5.1	4.9.0.01	ペイヤー、製造、卸	Flowers, Plants	0	C	(花と植物)(2024年1月1日より適用)(輸入業者を介さず、生産者から直接購入する地域オークションにのみ適用)オークション運営者である事業者は、フェアトレードペイヤーとなること。総売上(クロック)価格に加え、フェアトレード花・植物の生産者に対し、総売上価格の6%に相当するフェアトレード・プレミアムを支払うこと。フェアトレード対象量の少なくとも70%を、対象顧客に販売すること。年間を通じて、フェアトレード対象量の少なくとも70%をフェアトレード対象グループに販売したことを証明すること。	フェアトレード・プレミアムは製品価格に加えて支払われていない。または70%ルールが守られていない。	フェアトレード・プレミアムは、総売上金額の6%未満、または70%ルールが守られていない金額で支払われている。	フェアトレード・プレミアムは正しい金額に対して支払われ、かつ70%のルールが守られている。	フェアトレード・プレミアムは要求額より高く、70%ルールも守られている。	
Flowers 5.5.1	4.9.0.02	ペイヤー、製造、卸	Flowers, Plants	0	C	(花と植物)(2024年1月1日より適用)(輸入業者を介さず、生産者から直接購入する地域オークションにのみ適用)オークション側は、すべての花を元の包装(生産者レベルで梱包)にし、フェアトレード認証ラベルと生産者のFLO IDを付けて明確な追跡性を確保すること。	いいえ		はい		
	5	タイトル									
	5.1	タイトル									
	5.2	タイトル									
	5.3	タイトル									
	6	タイトル									
	6.0.0.01	タイトル		0							
	7	タイトル				人権・環境デュー・ディリジェンス (HREDD)					
	7.1	タイトル				コミットメント					



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



FAIRTRADE
INTERNATIONAL

NSF Checklist TC 9.4 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.4

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	Time	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
3.1.1	7.1.0.01	ペイヤー、製造、卸	ALL	0	C	(2025年1月1日より適用) (2025年1月1日より前に認証された事業者については、2026年1月1日より適用) 人権および環境の持続可能性を尊重し、デュー・ディリジェンスを実施し、書面で約束していること。 自社の書面によるコミットメントは、環境権を含む国際的に認知された人権に言及しており、上級（シニア）管理職が署名していること。	書面によるコミットメントがない。	書面によるコミットメントはあるが、上級管理職によって署名されていない。	記載されたすべての項目が記載された書面によるコミットメントがあり、上級管理職が署名している。		
3.1.2	7.1.0.02	ペイヤー、製造、卸	ALL	3	C	(2025年1月1日より適用) (2025年1月1日より前に認証を取得した認証事業者は2027年1月1日より適用) 業務方針及び手順書をコミットメントと整合させること。デュー・ディリジェンス関連業務の責任者を任命すること。	業務方針および手順書がコミットメントと整合していない、または責任者が任命されていない。	責任者が任命されているが、業務方針と手順書がコミットメントと整合していない。	業務方針および手順書をコミットメントと整合させている。。責任者が指名されている。		



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.4 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.4

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	Time	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
3.1.3	7.1.0.03	ペイヤー、製造、卸	ALL	1	C	(2025年1月1日より適用) (2025年1月1日以前に認証を取得した認証着業者については、2027年1月1日より適用される) 人権と環境の尊重に対するコミットメントとその業務への影響について、経営陣と従業員の意識を高める。 コミットメントを公開し、直近のサプライヤーおよび委託製造組織に周知する。	経営陣および従業員に対する意識向上策が実施されていない、およびコミットメントが公表されていない、および直接のサプライヤーおよび製造委託組織にコミットメントが通知されていない。	経営陣および従業員への意識向上は達成されているが、コミットメントが(オンラインなど)で公表されていない、および/または直接のサプライヤーおよび製造委託組織にその取り組みが周知されていない。	経営陣や従業員への周知が徹底され、コミットメントが一般公開されている。(オンラインなど)かつ、サプライヤーや委託製造組織へのコミットメントが周知されている。	ランク3に加え、全従業員が、HREDDと各自の業務との関係について研修を受けている。	
	7.2	タイトル	苦情処理メカニズム								
3.2.2	7.2.0.01	ペイヤー、製造、卸	ALL	0	C	(中規模・大規模トレーダー) (2025年1月1日より適用) (2025年1月1日より前に認証されたトレーダーについては、2026年1月1日より適用) 自社または参加している苦情処理メカニズムにより、労働者、サプライヤー、その他の個人およびグループが、自社に関連する不正、被害、詐欺(環境被害を含む)について匿名で苦情を申し立てることができること。苦情処理メカニズムは、以下を含めること。 ・自社の事業で使用されている言語およびサプライチェーンで最も一般的な言語で利用可能である ・苦情は書面と口頭で受け付ける ・苦情申立人の匿名性を尊重し、報復、脅迫、危害から保護する ・解決策は、訓練を受けたスタッフまたは任命された専門家によって、タイムリーに決定および実施される ・すべての関係者に進捗状況が報告される ・異議申し立て手続きを認める ・セクハラなどのデリケートな苦情については、機密事項として取り扱う ・国際的に認められた人権および国内法に準拠する 自社で被害を完全に改善できない場合、民間、公共、市民社会の関係者の関与を求めること。 必要に応じて、人権侵害を適切な国内機関に報告すること。	苦情処理メカニズムが整備されていない。	苦情処理メカニズムは存在するが、基準に挙げられているすべての項目に対応していない。	すべての項目に準拠した苦情処理メカニズムが整備されており、苦情はそれに沿って処理される。	ランク3と苦情処理メカニズムは定期的に見直され、更新されている。	



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



FAIRTRADE
INTERNATIONAL

NSF Checklist TC 9.4 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.4

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	Time	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
3.2.2	7.2.0.02	ペイヤー、製造、卸	ALL	0	C	(小規模トレーダー) (2025年1月1日より適用) (2025年1月1日以前に認証されたトレーダーについては、2026年1月1日より適用) 認証事業者は、自社に関する不正、被害、詐欺に関する苦情を管理するための書面による手順を有している。手順には対処する期限が明記されている。この手順に沿って苦情を処理し、文書化し、その後の対応を関係者全員に伝えること。 認証事業者の手順書には、社内で苦情処理に責任を持つ特定の人物が任命されていること。苦情を申し立てた人に対する報復、脅迫、危害を防止するための規定が含まれている。	文書化された手順が整備されていない。	書面による手続きはあるが、対処する期限が定められていないか、適用されていない。	要求事項に挙げられているすべての要素を含む文書化された手順書が整備されており、苦情はそれに沿って処理されている。		
3.2.1	7.2.0.03	ペイヤー、製造、卸	ALL	1	C	(2025年1月1日より適用) (2025年1月1日より前に認証を取得したトレーダーは、自社の事業とサプライチェーンにおける最も一般的なリスクと課題のマッピングと、どのリスクと課題が最も深刻であるかの評価については2026年1月1日より適用される。それ以外は2027年1月1日より適用される) 自社の事業およびサプライチェーン(フェアトレード調達を含む)について、少なくとも3年ごとに人権と環境のリスクアセスメントを実施し、以下を行うこと。 - 自社の事業および主要な商品や国のサプライチェーンにおける最も一般的なリスクと課題を、外部のデータや調査結果を考慮しながらマッピングする。 - どのリスクと課題が最も深刻であるかを評価する。 - どのフェアトレード・サプライヤーが最もリスクが高いかを特定し、その根本原因を評価する。 - 自社のどの慣行がこれらの問題を引き起こし、または助長しているかを特定する。 - 従業員や直近のサプライヤー(フェアトレード・サプライヤーを含む)に相談し、最初に取り組むべきリスクや課題の優先順位を決める。	人権・環境リスクアセスメントが実施されていない、またはすべての側面が網羅されていない(段階的アプローチ)。	人権および環境リスクアセスメントが実施されているが、すべての側面が網羅されていない。	人権および環境リスクアセスメントを実施し、すべての側面がカバーされている。		
3.2.1	7.2.0.04	ペイヤー、製造、卸	ALL	1	C	(2025年1月1日より適用) (2025年1月1日以前に認証を受けたトレーダーは、2026年1月1日より適用される) リスク分析の結果を用いて、特定されたリスクに直ちに対処するようサプライヤーに圧力をかけたり、購入の条件としてすることはできない。	リスクアセスメントの結果がサプライヤーに圧力をかけるために利用されているとの指摘がある。		リスク評価の結果がサプライヤーに圧力をかけるために使用されているという兆候はない。		



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.4 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.4

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	Time	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
3.2.4	7.2.0.05	ペイヤー、製造、卸	ALL	1	C	(2025年1月1日より適用) (2025年1月1日より前に認証を取得したトレーダーは、2027年1月1日より適用) 従業員に苦情処理メカニズムについて周知し、直接のサプライヤーにもその旨を通知するとともに、従業員、サプライヤー、その他の利害関係者がそのメカニズムを認識し、利用できるようにするための措置を毎年講じること。	スタッフへの意識向上活動がない、および/または直接のサプライヤーへの情報提供がない、および/またはメカニズムを周知するための年次の措置がない。		スタッフへの意識向上、および直接のサプライヤーへの情報提供、そしてこの仕組みを周知するための年次措置をしている。	ランク 3に加えて、苦情処理メカニズムに関する情報が、オンラインで公開されている。	
	7.2.0.06	ペイヤー、製造、卸	ALL	1	C	(2025年1月1日より適用) (2025年1月1日より前に認証を取得したトレーダーは、2027年1月1日より適用) 苦情事例を定期的に分析し、直接のサプライヤーおよび労働者の代表、あるいは該当する場合は労働組合と協議すること。苦情事例の分析結果を、苦情処理メカニズムおよび業務の改善に活用すること。	苦情事例の定期的な分析が行われていない、および/または、直接のサプライヤー、労働者代表、労働組合との協議が行われていない、および/または、苦情処理メカニズムや業務の改善が行われていない。	苦情事例の定期的な分析しかし、直接のサプライヤー、労働者代表、労働組合との協議は行われていない、または苦情処理メカニズムや業務の改善は行われていない。	苦情事例の定期的な分析、および直接のサプライヤー、労働者代表、労働組合との協議、ならびに苦情処理メカニズムまたは業務の改善がなされている。	ランク3に加えて、毎年苦情の分析がされている。	
3.2.4	7.3	タイトル				対処と改善					
3.3.1	7.3.0.01	ペイヤー、製造、卸	ALL	1	C	(中規模および大規模トレーダー) (2025年1月1日より適用) (2025年1月1日より前に認証を取得したトレーダーには、2027年1月1日より適用) 以下を策定し、実施すること: - リスク評価を通じて特定された最も重要な課題のうち少なくとも3つについて、予防、軽減、是正を図るための手順書 - 持続可能な調達に関する指針や手順書 これらの手順書を、経営陣、従業員、およびサプライヤーに周知すること。また、これらの手順書を少なくとも3年ごとに見直し、必要に応じて改訂する。	手順書が策定および/または実施されていない、および/または手順書が経営陣、従業員、およびサプライヤーに伝達されていない、および/または手順書が少なくとも3年ごとにレビューおよび改訂されていない。	手順書は策定されているが、実施されていない、または経営陣、従業員、サプライヤーに伝達されていない、あるいは手順書が少なくとも3年ごとにレビューおよび改訂されていない。	手順書を策定し、実施している。および手順書を上級管理職、従業員、およびサプライヤーに伝達する、および手順書を少なくとも3年ごとにレビューし、改訂している。	ランク 3に加えて、製造委託組織への手順書の伝達、および環境目標がプライヤーとセクターの気候目標と整合している。	
	7.3.0.02	ペイヤー、製造、卸	ALL	3	C	(中規模および大規模トレーダー) (2025年1月1日より適用) (2025年1月1日より前に認証を取得したトレーダーには、2027年1月1日より適用) スタッフ、社内の専門家、および直接のフェアトレードサプライヤーと協議し、効果的な活動を特定する。特定した顕著な問題を予防および軽減し、発見された問題の改善に協力するための行動計画を策定し、実施する。 行動計画には、以下の活動のうち少なくとも2つを含めること。ただし、これらに限定されない。 ・フェアトレードサプライヤー、他の企業、公的機関 および/または市民社会関係者との対話と協力 ・経営陣および従業員に対して、顕著な人権および環境問題に関する意識向上 ・フェアトレードのサプライヤーまたは、生産者のサポート	効果的な活動を特定するためのスタッフ、社内の専門家、および直接のフェアトレードサプライヤーとの協議が行われていない、および/または行動計画が策定・実施されていない、および/または行動計画に要求される活動の2つ以上が含まれていない。	スタッフ、社内の専門家、および直接のフェアトレードサプライヤーと協議し、効果的な活動を特定している。しかし、行動計画は策定・実施されていない、または行動計画には必要な活動の2つ以上が含まれていない。	スタッフ、社内の専門家、および直接のフェアトレードサプライヤーと協議し、効果的な活動を特定している、および行動計画を策定し実施している、および行動計画には、要求される活動の少なくとも2つが含まれている。		



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.4 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.4

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	Time	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
3.3.2	7.3.0.03	ペイヤー、製造、卸	ALL	3	C	(中規模および大規模トレーダー)(2025年1月1日より適用)(2025年1月1日より前に認証を取得したトレーダーには、2027年1月1日より適用) 行動計画は、少なくとも1社の直接のフェアトレードサプライヤーとの対話に基づいて策定されていること。 行動計画は、経営陣によって承認され、毎年更新し、最新の状態を保つこと。	行動計画が、少なくとも1つの直接のフェアトレードサプライヤーとの対話に基づいていない。および上級管理職によって行動計画が承認されていない、および毎年更新されていない。	少なくとも1つの直接のフェアトレードサプライヤーとの対話に基づいて策定された行動計画があるが、経営陣によって承認されていない、または毎年更新されていない。	行動計画は、少なくとも1つの直接のフェアトレードサプライヤーとの対話に基づいて策定され、経営陣によって承認され、毎年更新されている。		
3.3.3	7.3.0.04	ペイヤー、製造、卸	ALL	3	C	(小規模トレーダー)(2025年1月1日より適用)(2025年1月1日より前に認証を受けたトレーダーには、2027年1月1日より適用) 重要な問題を軽減および防止するための行動計画を策定し、実施すること。計画を毎年見直し、最新の状態に保つこと。	行動計画が策定・実施されておらず、毎年見直しも行われていない。	行動計画は策定され、実施されているが、毎年見直されていない。	行動計画 策定、実施、および毎年見直しを行っている。		
3.3.4	7.3.0.05	ペイヤー、製造、卸	ALL	1	C	(2025年1月1日より適用)(2025年1月1日より前に認証を市取得したトレーダーは、2027年1月1日より適用) 是正作業に関する書面による手順書を策定し、発見された問題に対する是正措置または是正協力に関する措置について記載があること。 自社が引き起こしたまたは寄与した人権侵害または環境被害の事例を特定した場合、手順に従って是正措置を実施すること。	書面による是正措置の手順が整備されていない、および是正措置の実施に関する措置が含まれていない、および(該当する場合)特定された事例の是正措置が実施されていない。	書面による是正措置の手順は整備されているが、是正措置の実施に関する措置は含まれていない、および(該当する場合)特定された事例の是正措置が実施されていない。	書面による是正措置の手順が整備されており、是正措置の実施に関する措置が含まれており、かつ(該当する場合)特定された事例の是正措置が実施されている。	ランク3に追加し、サプライヤー、バイヤー、および/または公的機関、非政府組織、人権団体、環境専門家団体が関与している。	
3.3.5	7.3.0.06	ペイヤー、製造、卸	ALL	3	C	(一次購入者である中規模および大規模のトレーダー)(2025年1月1日より適用)(2025年1月1日より前に認証を取得したトレーダーには、2027年1月1日より適用) フェアトレード生産者(少なくとも1人)と、予防、緩和、是正に関する取り組みに関する情報を共有し、生産者にもその情報を共有するよう促して、協力と支援に関する共通の合意を形成する。	予防、軽減、改善に関する情報は、フェアトレード生産者とは一切共有されておらず、その活動は生産社に共有されていない。	少なくとも1人のフェアトレード生産者といくつかの予防、緩和、および改善活動に関する情報が共有されている。ただし、生産者はその活動を共有するよう招待されていない。	予防、緩和、改善活動に関する情報を、少なくとも1人のフェアトレード生産者と共有し、生産者にその活動について関与するよう呼びかけている。		



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



FAIRTRADE
INTERNATIONAL

NSF Checklist TC 9.4 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.4

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	Time	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
3.3.6	7.3.0.07	ペイヤー、製造、卸	ALL	3	C	(大規模トレーダー) (2025年1月1日より適用) (2025年1月1日より前に認証を取得したトレーダーには、2027年1月1日より適用) (カカオには適用しない) フェアトレード生産者の取り組み、および予防、緩和、是正にかかる費用を支援するため、少なくとも1つの措置を実施すること。相互に受け入れ可能な支援の種類について合意すること。 支援は、直接またはパートナーシップを通じて行うこと。生産者に支援の種類を受け入れるよう圧力をかけたり、この支援を購入の条件としたりしてはならない。	支援措置が実施されていない、かつ、相互に受け入れ可能な支援の種類について合意がない、かつ、生産者に圧力をかけている、かつ、購入の条件として支援を行っている。	少なくとも1つの支援措置が実施されたが、相互に受け入れ可能な支援の種類について合意がない、生産者に圧力をかけている、購入の条件として支援を行っている。	少なくとも1つの支援措置が実施された、かつ、相互に受け入れ可能な支援の種類について合意し、生産者に圧力をかけず、購入の条件として支援を行っていない。		
7.4	タイトル		追跡								
3.4.1	7.4.0.01	ペイヤー、製造、卸	ALL	3	C	(2025年1月1日より適用) (2025年1月1日より前に認証を取得したトレーダーについては、2027年1月1日より適用) デュー・ディリジェンス活動の実施状況および有効性を追跡するための年次措置を定義し、実施する。 結果および教訓に応じて、HREDD ポリシー、行動計画、および活動を修正および改善する。 重要な教訓を毎年、経営陣に報告する。	年間追跡措置が定義および実施されていない、および/または HREDD 方針、行動計画、および活動が結果および教訓に基づいて修正および改善されていない、および/または重要な教訓が毎年上級管理職に報告されていない。	年次追跡措置が定義され、実施されているが、HREDD 方針、行動計画、および活動が、結果および教訓に基づいて修正および改善されていない、または重要な教訓が毎年上級管理職に報告されていない。	年次追跡措置を定義し、実施している。かつ HREDD 方針、行動計画、および活動を、結果と教訓に基づいて修正および改善している。かつ、重要な教訓を、毎年経営陣に報告している。	ランク 3 に加え、サプライヤーやその他の社内外の情報源からのフィードバックを求め、脆弱なグループや人々への影響に特に注意を払っている。	